

# 奈良市公報

号外第16号

令和2年3月規則

令和2年10月12日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長  
制作 株式会社JITSUGYO

## 目次

### 規 則

月 日	番号	件 名	主 管
3	18	2 奈良市税条例施行規則及び奈良市税減免規則の一部を改正する規則	市民税課
3	18	3 奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例施行規則及び奈良市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則	保健衛生課
3	18	4 奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則	国保年金課
3	18	5 奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	住宅課
3	23	6 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則及び奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則	住宅課
3	23	7 奈良市後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則	福祉医療課
3	25	8 奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	保健予防課
3	25	9 奈良市母子保健法施行細則の一部を改正する規則	保健予防課
3	31	10 奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則	人事課
3	31	11 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則	子ども育成課
3	31	12 奈良市会計年度任用職員の任用等に関する規則	人事課
3	31	13 職員の臨時的任用に関する規則	人事課
3	31	14 職員の営利企業等の従事制限に関する規則等の一部を改正する規則	人事課
3	31	15 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	人事課
3	31	16 奈良市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則	人事課
3	31	17 奈良市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則	人事課
3	31	18 奈良市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則	財政課
3	31	19 奈良市会計規則の一部を改正する規則	会計課
3	31	20 奈良市会計規則の一部を改正する規則	会計課
3	31	21 奈良市契約規則の一部を改正する規則	契約課
3	31	22 奈良市社会福祉法施行細則の一部を改正する規則	保護第一課、保護第二課
3	31	23 奈良市立保育所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	保育総務課

3	31	24	奈良市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	保育所・幼稚園課
3	31	25	児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	子育て相談課
3	31	26	奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則	保健衛生課
3	31	27	奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則	廃棄物対策課
3	31	28	奈良市浄化槽法施行細則の一部を改正する規則	保健・環境検査課
3	31	29	奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則	廃棄物対策課
3	31	30	奈良市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	福祉政策課
3	31	31	奈良市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例施行規則	産業政策課
3	31	32	短期所有土地譲渡益重課制度の適用除外、長期譲渡所得の課税の特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅認定事務施行細則の一部を改正する規則	建築指導課
3	31	33	租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則	開発指導課
3	31	34	奈良市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則	消防局総務課
3	31	35	奈良市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則	消防局総務課

## 正 誤

正 誤 表

規 則

奈良市税条例施行規則及び奈良市税減免規則の一部をここに公布する。

令和2年3月18日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第2号

奈良市税条例施行規則及び奈良市税減免規則の一部を改正する規則

(奈良市税条例施行規則の一部改正)

第1条 奈良市税条例施行規則(昭和46年奈良市規則第15

号)の一部を次のように改正する。

第7条(見出しを含む。)中「軽自動車税に」を「種別割に」に改め、同条第1号中「軽自動車税納税通知書」を「軽自動車税(種別割)納税通知書」に改め、同条第2号中「軽自動車税減免申請書」を「軽自動車税(種別割)減免申請書」に改め、同条第3号中「軽自動車税減免事由消滅申告書」を「軽自動車税(種別割)減免事由消滅申告書」に改め、同条第8号中「軽自動車税納税証明書」を「軽自動車税(種別割)納税証明書」に改める。

第9条(見出しを含む。)及び第10条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

別記第52号様式中

名称 (氏名)	①
所在地 (住所)	

を

所在地 (住所)	
名称 (氏名)	①

に、

名称

を

名称 フリガナ

に、

新しい勤務先へは  
月割額 円を 月分(翌月10日納期限)から  
徴収し、納入するよう連絡済です。

を

新しい勤務先へは  
月割額 円を 月分(翌月10日納期限)から  
徴収し、納入するよう連絡済です。(※新しい勤務先へお伝えください。)

に改める。

別記第75号様式中

年度 奈良市軽自動車税納税通知書兼領収証書

を

年度 奈良市軽自動車税(種別割)納税通知書兼領収証書

に、

年度 軽自動車税納税証明書  
(継続検査用)

を

年度 軽自動車税(種別割)納税証明書  
(継続検査用)

に、

軽自動車税 を 軽自動車税(種別割) に、

上記については、軽自動車税の滞納がないことを証明します。

を

上記については、軽自動車税(種別割)の滞納がないことを証明します。

に改める。

別記第85号様式中「軽自動車税減免申請書」を「軽自動車税(種別割)減免申請書」に、「あて先」を「宛先」に改める。

別記第86号様式中「軽自動車税減免事由消滅申告書」を「軽自動車税(種別割)減免事由消滅申告書」に、「あて先」を「宛先」に改める。

別記第92号様式を次のように改める。

第92号様式

第 号	
軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）	
納税義務者住所	
納税義務者氏名	
標 識 番 号	
納 税 済 年 月 日	
この証明書の有効期限	
備 考	

注1. 継続検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に、この証明書を提示してください。

注2. 滞納が天災その他のやむを得ない事由によるものである場合には、備考欄にその旨記載されます。

注3. 賦課期日（4月1日）後に所有者の変更があつた場合には、備考欄に変更後の所有者について賦課期日の属する年度においては課税がない旨記載されます。

上記のとおり証明します。

年 月 日

奈良市長 印

（奈良市税減免規則の一部改正）

第2条 奈良市税減免規則（平成21年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第7条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の奈良市税条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別記第52号様式の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 改正後の規則別記第75号様式及び第92号様式の規定

は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割から適用する。

4 この規則の施行の際、現に第1条の規定による改正前の奈良市税条例施行規則別記第52号様式、第75号様式、第85号様式、第86号様式及び第92号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

（令和2年3月18日揭示済）

奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例施行規則及び奈良市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第3号

奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例施行規則及び奈良市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

(奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 奈良市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営の確保に関する条例施行規則(平成14年奈良市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号の表イの項を次のように改める。

イ 有機物(全有機炭素(TOC)の量)又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物(全有機炭素(TOC)の量)の場合は全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法	有機物(全有機炭素(TOC)の量)の場合は1リットル中8ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量の場合は1リットル中25ミリグラム以下であること。
------------------------------------	---	--

第7条第2項第1号の表ウの項中「大腸菌群」の次に「(グラム陰性の無芽胞性の桿菌であって、乳糖を分解して、酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。)」を加え、同表エの項中「冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法」を「ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法」に改め、同項第2号の表エの項及びオの項を次のように改める。

エ 有機物(全有機炭素(TOC)の量)又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物(全有機炭素(TOC)の量)の場合は全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法	有機物(全有機炭素(TOC)の量)の場合は1リットル中3ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量の場合は1リットル中10ミリグラム以下であること。
オ 大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。

第7条第2項第2号の表カの項中「冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法」を「ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法」に改め、同条第4項中「0.2ミリグラム程度から0.4ミリグラム程度まで」を「0.4ミリグラム程度」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、結合塩素のモノクロラミンにより消毒する場合の基準は、1リットル中3ミリグラム程度とする。  
(奈良市公衆浴場法施行細則の一部改正)

第2条 奈良市公衆浴場法施行細則(平成14年奈良市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号の表2の項を次のように改める。

2 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	有機物(全有機炭素(TOC)の量)の場合は	有機物(全有機炭素(TOC)の量)の場合は
---------------------	-----------------------	-----------------------

又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法	1リットル中8ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量の場合は1リットル中25ミリグラム以下であること。
-----------------	--------------------------------	---

第7条第1項第1号の表3の項中「大腸菌群」の次に「(グラム陰性の無芽胞性の桿菌であって、乳糖を分解して、酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。)」を加え、同表4の項中「冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法」を「ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法」に改め、同項第2号の表4の項及び5の項を次のように改める。

4 有機物(全有機炭素(TOC)の量)又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物(全有機炭素(TOC)の量)の場合は全有機炭素計測定法、過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法	有機物(全有機炭素(TOC)の量)の場合は1リットル中3ミリグラム以下、過マンガン酸カリウム消費量の場合は1リットル中10ミリグラム以下であること。
5 大腸菌	特定酵素基質培地法	検出されないこと。

第7条第1項第2号の表6の項中「冷却遠心濃縮法及びろ過濃縮法」を「ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法」に改め、同条第3項中「0.2ミリグラム程度から0.4ミリグラム程度まで」を「0.4ミリグラム程度」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、結合塩素のモノクロラミンにより消毒する場合の基準は、1リットル中3ミリグラム程度とする。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月18日揭示済)

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月18日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第4号

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則

奈良市国民健康保険規則(昭和34年奈良市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「被保険者証又は被保険者資格証明書」を「次に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 被保険者証又は被保険者資格証明書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式 (第12条関係)

国民健康保険葬祭費支給申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

次のとおり別紙関係書類を添えて申請します。

他の健康保険等から葬祭費に相当する給付(埋葬料等)を受け取ることができる場合、奈良市国民健康保険からは葬祭費を支給しません。

金額	円	奈1	死亡した被保険者氏名	死亡年月日	葬執行年月日	年月日
被保険者証記号番号	—					
死亡年月日	年月日					
申請者(葬執行者)		郵便番号	死亡者との続柄			
		住所氏名	ⓐ			
		電話				
振込指定先	金融機関名	銀行・信金・信組 労金・農協		本店	支店	出張所
		口座番号	フリガナ			
		1 普通	口座	口	座	名義人
		2 当座				
		3 貯蓄				
預金の種別						
※ 振込指定先の銀行・支店名及び口座番号は正確にご記入ください。						
※ 保険料に滞納がある場合は、葬祭費を保険料納付へ充てていただくようお願いいたします。						

委任欄

葬執行者と口座名義人が異なる場合に記入してください。  
私は葬祭費の受領を上記口座名義人に委任します。

申請者(葬執行者)氏名 ⓐ  
口座名義人(受任者)住所  
口座名義人(受任者)氏名 ⓐ 電話

事務処理欄

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市国民健康保険規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和2年3月18日揭示済)

奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月18日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第5号

奈良市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市営住宅条例施行規則(昭和61年奈良市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中「含む。)」の次に「その他これに準ずる者として市長が認める者」を加える。

第13条第3項中「以下同じ。)」を「) その他これに準ずる者として市長が認める者(以下これらを「配偶者等」という。)」に改める。

第14条第3項第1号中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同項第2号ア中「含む。)」の次に「その他これに準ずる行

為として市長が認めるもの」を加え、同項第2号イ中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月18日揭示済)

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則及び奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月23日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第6号

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則及び奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

(奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則の一部改正)

第1条 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則(平成27年奈良市規則第97号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第12条第5項」を「第12条第6項」に、「第17条第6項」を「第17条第7項」に改める。

第5条第2号中「第12条第5項」を「第12条第6項」に、「第17条第6項」を「第17条第7項」に改める。

第6条第2号中「第12条第5項」を「第12条第6項」に、「第17条第6項」を「第17条第7項」に改める。

(奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部改正)

第2条 奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則(平成27年奈良市規則第98号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第12条第5項」を「第12条第6項」

に、「第17条第6項」を「第17条第7項」に改める。

第5条第2号中「第12条第5項」を「第12条第6項」に、「第17条第6項」を「第17条第7項」に改める。

第6条第2号中「第12条第5項」を「第12条第6項」に、「第17条第6項」を「第17条第7項」に改める。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条のうち第4条第2号、第5条第2号及び第6条第2号の改正規定(「第17条第6項」を「第17条第7項」に改める部分に限る。)並びに第2条のうち第4条第2号、第5条第2号及び第6条第2号の改正規定(「第17条第6項」を「第17条第7項」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(令和2年3月23日揭示済)

奈良市後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月23日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第7号

奈良市後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

奈良市後期高齢者医療に関する規則(平成20年奈良市規則第16号)の一部を次のように改正する。

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式(第2条関係)

年度 後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書 (特別徴収開始通知書)

納入通知書

奈良県後期高齢者医療広域連合長

印

※ 年度の後期高齢者医療保険料(仮徴収額)を次のとおり決定しましたので通知します。	被保険者番号	仮徴収額	円
被保険者氏名			
決定年月日			
決定理由			

仮徴収額は年間保険料額ではありません。

① 標準の定額となる所得割額	② 所得割率	③ 所得割額①×②	④ 均等割額	⑤ 算出額③+④	⑥ 限度超過額⑤+⑥-⑦-⑧	⑦ 所得割額	⑧ 所得割額×4	⑨ 均等割額	⑩ 均等割額×3	⑪ 均等割額×2	⑫ 均等割額×1	⑬ 均等割額×0	⑭ 均等割額×0	⑮ 均等割額×0	⑯ 均等割額×0	⑰ 均等割額×0	⑱ 均等割額×0	⑲ 均等割額×0	⑳ 均等割額×0
----------------	--------	-----------	--------	----------	----------------	--------	----------	--------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

後期高齢者医療制度に加入する初月において特別徴収の取扱基準では、後期高齢者医療制度に加入する前月の標準的所得割額(標準的所得割額)を基礎として、標準的所得割額(標準的所得割額)の6分の1に相当する金額(100円未満切捨て)に3(仮徴収回数)を乗じた金額です。

※1 「⑥限度超過額」は「⑤算出額③+④」が 万円を超えた分の金額です。  
 ※2 仮徴収回数の3回(4、6、8月)です。  
 ※3 年間特別徴収回数(4、6、8、10、12、2月)です。  
 ※4 「⑧仮徴収額」は「⑤保険料額」の6分の1に相当する金額(100円未満切捨て)に3(仮徴収回数)を乗じた金額です。

これからの保険料納付方法	年度 後期高齢者医療保険料
徴収方法	仮徴収額
特別徴収義務者	月分保険料
特別徴収対象年金	月分保険料
	月分保険料
	月分保険料

上記のとおり決定しましたので通知します。

奈良市長

印

(注)1 赤白に仮徴収について記載する。  
 2 裏面に不服申し立て、取消訴訟等について記載する。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市後期高齢者医療に関する規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和2年3月23日揭示済)

奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月25日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第8号

奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則  
奈良市児童福祉法施行細則(平成14年奈良市規則第47号)の一部を次のように改正する。  
別表備考以外の部分を次のように改める。

別表(第14条関係)

徴収金額表

世帯の階層区分		入院治療 (療育)	
		徴収金月額	加算金月額
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯(単給世帯を含む。)	円 0	円 0
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	220
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯	4,500	450
D <sub>1</sub>	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	3,000円以下	580
D <sub>2</sub>		3,001円から5,800円まで	690
D <sub>3</sub>		5,801円から8,700円まで	760
D <sub>4</sub>		8,701円から13,000円まで	850
D <sub>5</sub>		13,001円から17,400円まで	940
D <sub>6</sub>		17,401円から22,400円まで	1,100
D <sub>7</sub>		22,401円から28,200円まで	1,250
D <sub>8</sub>		28,201円から58,400円まで	1,620
D <sub>9</sub>		58,401円から75,000円まで	1,870
D <sub>10</sub>		75,001円から96,600円まで	2,310
D <sub>11</sub>		96,601円から121,800円まで	2,750
D <sub>12</sub>		121,801円から175,500円まで	3,570
D <sub>13</sub>		175,501円から221,100円まで	4,400
D <sub>14</sub>		221,101円から380,800円まで	5,230
D <sub>15</sub>		380,801円から549,000円まで	8,070
D <sub>16</sub>		549,001円から579,000円まで	8,500
D <sub>17</sub>		579,001円から700,900円まで	10,290
D <sub>18</sub>		700,901円から849,000円まで	12,250
D <sub>19</sub>		849,001円から1,041,000円まで	14,380
D <sub>20</sub>		1,041,001円以上	全額

別表備考1を次のように改める。

- この表における所得割の額の計算については、療育の給付を受けた者又はその扶養義務者が、前年度(4月から6月までの申請の場合は前々年度)の1月1日において、指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)

の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

別表備考2を削り、同表備考3中「前年分の所得税又は」及び「前々年分の所得税又は」を削り、同表備考3を同表備考2とし、同表備考4の(2)中「所得税又は」を削り、同

表備考4を同表備考3とし、同表備考5中「所得税」を「市町村民税」に改め、同表備考5を同表備考4とし、同表備考6を同表備考5とし、同表備考7中「第313条第1項」を「第292条第1項第13号」に、「所得の」を「所得金額の」に、「同法第295条」を「同法第295条第1項第2号」に改め、同表備考7を同表備考6とし、同表備考8中「備考7」を

「備考6」に改め、「山林所得金額」の次に「の合計額」を加え、「し、所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、同(1)又は(3)に該当する場合にあっては27万円を、同(2)に該当する場合にあっては35万円を控除するものと」を削り、同表備考8を同表備考7とする。

別記第1号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改め、「・性別」及び「男・女」を削る。

別記第2号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「

児童氏名	
------	--

 男・女」を

を「

児童氏名	
------	--

」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式(第2条関係)

世帯調書

療育給付申請者氏名					児童氏名	
氏名	児童との続柄	生年月日	職業(勤務先)	市町村民税所得割額	備考	
児童の属する世帯構成	本人					
世帯外扶養義務者	氏名					
	住所					
世帯外扶養義務者	氏名					
	住所					

注 「世帯外扶養義務者」の欄には、世帯構成員以外で、現に児童に対して扶養を実施している扶養義務者がいる場合のみ記入してください。

別記第4号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、

「

生年月日	年	月	日	性別	男・女
------	---	---	---	----	-----

」を

「

生年月日	年	月	日
------	---	---	---

」に改める。

別記第5号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改め、「・性別」及び「男・女」を削る。

別記第6号様式、第7号様式、第9号様式及び第10号様式の規定中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良市児童福祉法施行細則別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る徴収金から適用し、令和2年3月31日までの申請に係る徴収金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市児童福祉法施行細則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することがで別表(第11条関係)

きる。

(令和2年3月25日揭示済)

奈良市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月25日

奈良市長 仲川 元庸

**奈良市規則第9号**

奈良市母子保健法施行細則の一部を改正する規則  
奈良市母子保健法施行細則(平成14年奈良市規則第59号)の一部を次のように改正する。

別表備考以外の部分を次のように改める。

徴収金額表

世帯の階層区分		徴収金月額	加算金月額
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯(単給世帯を含む。)	円 0	円 0
B	A階層を除き当該年度の市町村民税非課税世帯	2,600	260
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみの課税世帯	5,400	540
D <sub>1</sub>	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	790
D <sub>2</sub>		15,001円から21,000円まで	1,080
D <sub>3</sub>		21,001円から51,000円まで	1,620
D <sub>4</sub>		51,001円から87,000円まで	2,240
D <sub>5</sub>		87,001円から171,300円まで	3,480
D <sub>6</sub>		171,301円から252,100円まで	4,940
D <sub>7</sub>		252,101円から342,100円まで	6,500
D <sub>8</sub>		342,101円から450,100円まで	8,240
D <sub>9</sub>		450,101円から579,000円まで	10,200
D <sub>10</sub>		579,001円から700,900円まで	12,340
D <sub>11</sub>		700,901円から849,000円まで	14,700
D <sub>12</sub>		849,001円から1,041,000円まで	17,250
D <sub>13</sub>		1,041,001円から1,222,500円まで	19,990
D <sub>14</sub>		1,222,501円から1,423,500円まで	22,940
D <sub>15</sub>		1,423,501円以上	全額

別表備考1中「C<sub>1</sub>階層」を「C階層」に、「C<sub>2</sub>階層」を「D<sub>1</sub>からD<sub>15</sub>までの階層」に改め、同表備考2を次の

ように改める。

2 この表における所得割の額の計算については、被措置者又はその扶養義務者が、前年度（4月から6月までの申請の場合は前々年度）の1月1日において、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

別表備考3中「前年分の所得税又は」及び「前々年分の所得税又は」を削り、同表備考4の(2)中「所得税又は」を

削り、同表備考5中「所得税」を「市町村民税」に改め、同表備考7中「第313条第1項」を「第292条第1項第13号」に、「所得の」を「所得金額の」に、「同法第295条」を「同法第295条第1項第2号」に改め、同表備考8中「山林所得金額」の次に「の合計額」を加え、「し、所得税の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、同(1)又は(3)に該当する場合にあっては27万円を、同(2)に該当する場合にあっては35万円を控除するものと」を削る。

別記第3号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、

「申請者 居住地 氏名 乳幼児との続柄（ ）」を「申請者 居住地 氏名 乳幼児との続柄（ ） 昼間連絡先 - - (自宅・父・母)」に改める。

別記第4号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第4条関係）

世帯調書

養育医療給付 申請者氏名		乳児氏名					個人番号
氏名	乳児との続柄	生年月日	職業 (勤務先)	市町村民税 所得割額	備考		
乳児の 属する 世帯 構成		本人					
世帯外 扶養義務者	氏名						
	住所						
世帯外 扶養義務者	氏名						
	住所						

注 「世帯外扶養義務者」の欄には、世帯構成員以外で、現に乳児に対して扶養を実施している扶養義務者がいる場合にのみ記入してください。

別記第6号様式から第12号様式までの規定中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良市母子保健法施行細則別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る徴収金から適用し、令和2年3月31日以後の申請に係る徴収金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市母子保健法施行細則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和2年3月25日揭示済)

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公

布する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第10号

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則  
(奈良市行政組織規則の一部改正)

第1条 奈良市行政組織規則(平成14年奈良市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第2条の表総合政策部の部人事課の項中「組織開発係 人事係」を「人事係」に、「福利厚生係」を「福利厚生係 会計年度任用職員係」に改め、同部情報政策課の項中「システム基盤推進係」を「システム基盤推進係 ICTイノベーション推進係」に改め、同表市民部の部市民課の項中「戸籍窓口係」を「戸籍窓口係 マイナンバー係」に改め、同表福祉部の部くらしと仕事支援室の項を削り、同部障がい福祉課の項中「療育係」を「療育係 指定係」に改め、同部中

「保護第一課	総務係 保護第一係 保護第二係 保護第三係 保護第四係	」を
保護第二課	医療介護係 保護第五係 保護第六係 保護第七係 保護第八係	

「保護課	総務係 医療介護係 保護第一係 保護第二係 保護第三係 保護第四係 保護第五係 保護第六係 保護第七係 保護第八係	」に改め、
------	---	-------

同表環境部の部まち美化推進課の項中「作業第一係 作業第二係」を「町内清掃係」に改め、同部中

「環境清美工場	総務係 施設第一係 施設第二係 施設第三係 施設第四係 施設第五係 管理係	」を
---------	---------------------------------------	----

「環境清美工場	総務係 施設第一係 施設第二係 施設第三係 施設第四係 施設第五係	」に改め、
施設管理室		

同表観光経済部の部産業政策課の項中「キャリア支援係」を「キャリア支援係 企業誘致係」に改め、同部農政課の項中「農林経営係 耕地係」を「農林経営係」に改め、同表都市整備部の部中

「都市政策課	まちづくり構想係 まちづくり事業推進係	」を
--------	---------------------	----

「都市政策課	まちづくり構想係 まちづくり事業推進係	」に改め、
J R新駅周辺整備推進課		

同部公園緑地課の項中「公園整備係」を「企画整備係」に改め、同表建設部の部中

「土木管理課	施設管理係 明示係 占用係 地籍調査係	」を
--------	---------------------	----

「土木管理課	施設管理係 明示係 占用係	」に改め、
地籍調査室		
道路インフラ保全課	保全第一係 保全第二係	

同部道路建設課の項中「道路整備第四係 橋梁<sup>りょう</sup>係」を「道路整備第四係」に改める。

第3条市民安全係の部分中第7号を第10号とし、第6号の次に次の3号を加える。

- (7) 国民保護計画に関すること。
- (8) 国民保護協議会並びに国民保護対策本部及び緊

急対処事態対策本部に関すること。

(9) その他緊急な災害等の対応に関すること。

第3条災害対策係の部分中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第11号までを2号ずつ繰り上げ、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する市民安全係及び災害対策係に共通す

る事務の範囲等については、危機管理課長が指示するものとする。

第6条組織開発係の部分进行削り、同条人事係の部分に次の4号を加える。

- (6) 組織管理及び事務分掌に関する事。
- (7) 事務改善の企画、指導その他事務能率に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 職員の定数及び定員に関する事。
- (9) 課の庶務に関する事。

第6条に次のように加える。

会計年度任用職員係

- (1) 会計年度任用職員制度に関する企画、調査及び調整に関する事。
- (2) 会計年度任用職員制度の運用に関する事。

第7条に次のように加える。

ICTイノベーション推進係

- (1) 最新技術の活用による行政サービスの向上に関する事。
- (2) デジタル行政システムの研究開発に関する事。
- (3) 新しい技術やサービスによる市民・行政の共創活動に関する事。

第10条指導監査係の部分の第12号中「認可外保育所の指導及び立入検査」を「認可外保育施設の立入調査」に改める。

第20条総務管理係の部分の第11号中「住民窓口係」を「マイナンバー係」に改め、同条住民窓口係の部分中第1号进行削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第8号进行削り、第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、第11号を第9号とし、同部分に次の3号を加える。

- (10) 住居表示に関する事。
- (11) 町の区域及びその名称の変更等に関する事。
- (12) 住居表示審議会に関する事。

第20条住居表示係の部分进行次のよう改める。

マイナンバー係

- (1) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）に基づく事務処理に関する事。
- (2) 社会保障・税番号制度に係る個人番号の通知及び個人番号カードの交付に関する事。

第30条企画政策係の部分に次の5号を加える。

- (13) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）の規定に基づく生活困窮者自立相談支援事業に関する事。
- (14) 生活困窮者自立支援法の規定に基づく住居確保

給付金に関する事。

- (15) 生活困窮者自立支援法に基づくネットワークの構築に関する事。
- (16) その他生活困窮者自立支援法に基づく支援事業に関する事。
- (17) 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に係る施策に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。

第30条第2项进行削る。

第31条自立支援給付係の部分の第6号から第11号まで进行削り、同条在宅支援係の部分の第1号中「社会福祉審議会心身障害者福祉専門分科会」を「社会福祉審議会障害者福祉専門分科会」に改め、同条に次のように加える。

指定係

- (1) 障害福祉サービス事業者、障害者支援施設等の指定に関する事。
- (2) 指定特定相談支援事業者及び指定一般相談支援事業者並びに障害児相談支援事業者の指定に関する事。
- (3) 障害児通所支援事業者等の指定に関する事。
- (4) 地域生活支援事業の事業者の指定に関する事。
- (5) 障害福祉施設の整備に関する事。
- (6) 事業者の業務管理体制に関する事。

第32条の見出し中「保護第一課」を「保護課」に改め、同条第1项中「保護第一課の」を「保護課の」に改め、同条総務係の部分の第12号中「保護第一課及び保護第二課」を「課」に改め、同号を同部分の第13号とし、同部分中第11号を第12号とし、第3号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 無料低額宿泊所に関する事。

第32条第1项総務係の部分の次に次のように加える。

医療介護係

- (1) 指定医療機関等の指定に関する事。
- (2) 指定医療機関等の診療内容の審査及び診療報酬額の決定に関する事。
- (3) 指定介護機関の指定に関する事。
- (4) 指定介護機関の介護内容の審査及び介護報酬額の決定に関する事。
- (5) 医療券の発行に関する事。
- (6) 介護券の発行に関する事。
- (7) その他医療扶助、介護扶助、医療支援給付及び介護支援給付に関する事。

第32条保護第一係、保護第二係、保護第三係及び保護第四係の部分中

「保護第一係  
保護第二係  
保護第三係  
保護第四係」を「保護第一係  
保護第二係  
保護第三係  
保護第四係  
保護第五係  
保護第六係  
保護第七係  
保護第八係」に改め、同部分中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次

の1号を加える。

- (3) 無料低額宿泊に関すること（総務係の主管に属するものを除く。）。

第32条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「及び保護第四係」を「保護第四係、保護第五係、保護第六係、保護第七係及び保護第八係」に、「保護第一課長」を「保護課長」に改め、同項を同条第2項とする。

第33条を次のように改める。

#### 第33条 削除

第34条総務係の部分の第7号中「保護第一課及び保護第二課」を「保護課」に改める。

第35条の2経理係の部分の第5号中「並びに」を「及び」に改め、「指導及び」を削り、同条保育・教育指導係の部分の第4号中「臨時保育教育士、講師等」を「会計年度任用職員」に改め、同部分の第5号中「並びに」を「及び」に改め、「指導及び」を削り、同部分の第11号を次のように改める。

- (11) 学校基本調査（市立幼稚園及び市立こども園に限る。）に関すること。

第35条の3給付保育料係の部分の第1号中「決定」の次に「及び副食費免除の決定」を加え、同部分の第2号中「市立幼稚園、」を削り、同部分の第4号中「利用料の」の次に「徴収及び」を加え、同部分の第6号中「私立幼稚園就園奨励費」を「子育てのための施設等利用給付費」に改め、同条認定入所係の部分の第2号中「子どものための教育・保育給付の支給認定等」を「子どものための教育・保育給付認定」に改め、同部分中第5号を削り、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 子育てのための施設等利用給付認定に関すること。

第36条の4成人保健係の部分の第2号中「機能訓練及び」を削る。

第40条作業第一係の部分削り、同条作業第二係の部分中「作業第二係」を「町内清掃係」に改める。

第41条第1項管理係の部分削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 環境清美工場施設管理室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 焼却炉及び破砕機の運転管理の総括に関すること。
- (2) 焼却炉及び破砕機の維持管理に関すること。
- (3) 公害防止対策の調査及び研究に関すること。
- (4) 固定観測局の維持管理に関すること。
- (5) 電気工作物保安業務の総括管理に関すること。
- (6) 車両の維持管理に関すること。

第45条創業支援係の部分の第3号を削り、同部分の第4号を同部分の第3号とし、同部分の第5号中「商業振興施設」を「創業支援施設」に改め、同号を同部分の第4号とし、同部分の第6号及び第7号を削り、同部分の第8号を同部分の第5号とし、同部分の第9号を削り、

同条キャリア支援係の部分に次のように加える。

- (4) 労働者の福祉に関すること。
- (5) 労働関係行政機関及び労働関係諸団体との連絡調整に関すること。

- (6) 勤労者総合福祉センターの管理に関すること。

第45条に次のように加える。

#### 企業誘致係

- (1) 企業誘致に関すること。
- (2) 企業立地の相談に関すること。

第47条総務係の部分の第4号中「JR奈良駅付近連続立体交差事業」の次に「及びJR関西本線の鉄道高架化事業」を加える。

第47条の2まちづくり事業推進係の部分の第3号を削り、同条の次に次の1条を加える。

(JR新駅周辺整備推進課の事務)

第47条の3 JR新駅周辺整備推進課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) まちづくり包括協定（八条・大安寺周辺地区）に係る事業の企画、調整及び推進に関すること。
- (2) JR新駅周辺を中心としたまちづくりの企画、調整及び推進に関すること。
- (3) JR新駅周辺の都市基盤整備の企画及び調整に関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

第50条公園管理係の部分の第11号中「公園整備係」を「企画整備係」に改め、同条公園整備係の部分中「公園整備係」を「企画整備係」に改め、同部分中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 公園及び緑地の利活用に係る企画及び調整に関すること。

第54条明示係の部分中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条地籍調査係の部分削り、同条に次の1項を加える。

2 土木管理課地籍調査室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 地籍調査に関すること（他課の主管に属することを除く。）。
- (2) 街区基準点管理業務に関すること。

第54条の次に次の1条を加える。

(道路インフラ保全課の事務)

第54条の2 道路インフラ保全課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

#### 保全第一係

- (1) 道路事業に係る補助申請及び執行事務手続に関すること。
- (2) 道路インフラの定期点検に関すること。
- (3) 道路インフラの長寿命化修繕計画に関すること。
- (4) 道路インフラの耐震補強計画に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

#### 保全第二係

- (1) 道路インフラの長寿命化修繕工事に関すること。
- (2) 道路インフラの耐震補強工事に関すること。
- (3) 無電柱化推進事業に関すること。

第56条第1項道路整備第一系の部分の第5号及び道路整備第二系の部分の第4号中「、道路整備第四係及び橋梁係」を「及び道路整備第四係」に改め、同項道路整備第三系の部分の第2号を削り、同部分の第3号を同部分の第2号とし、同部分の第4号中「、道路整備第四係及び橋梁係」を「及び道路整備第四係」に改め、同号を同部分の第3号とし、同項道路整備第四係の部分の第5号中「、道路整備第三係及び橋梁係」を「及び道路整備第三係」に改め、同項橋梁係の部分の第5号を削る。

(奈良市役所出張所事務分掌規則の一部改正)

第2条 奈良市役所出張所事務分掌規則(昭和44年奈良市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項住民係の部分中第37号を第38号とし、第36号を第37号とし、第35号の次に次の1号を加える。

- (36) 道路、橋りよう、河川及び法定外公共物の軽易な維持管理及び工事に関する担当課との連絡調整に関すること。

第8条の表月ヶ瀬行政センターの項中

「

農林水産物直売・食材供給施設
伝統的家屋交流施設

」を  
「

農林水産物直売・食材供給施設
----------------

」に改める。

(奈良市会計課設置規則の一部改正)

第3条 奈良市会計課設置規則(昭和37年奈良市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「、賃金」を削る。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。  
(奈良市生活困窮者等自立支援事業業務委託事業者審査選定委員会規則の一部改正)
- 2 奈良市生活困窮者等自立支援事業業務委託事業者審査選定委員会規則(平成27年奈良市規則第25号)の一部を次のように改正する。

別表第1(第3条関係)

等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務

職務の級	標準的な職務の内容
4級	1 小隊長及び副小隊長の職務 2 指揮支援副隊長の職務
5級	1 所長補佐の職務 2 室長補佐の職務 3 場長補佐の職務 4 保健所・教育総合センター管理室長の職務 5 市民サービスセンター所長の職務 6 東寺林連絡所長の職務 7 人権文化センター所長の職務

- 第9条中「保護第一課」を「保護課」に改める。  
(奈良市公印規則の一部改正)
- 3 奈良市公印規則(昭和25年奈良市規則第12号)の一部を次のように改正する。  
別表生活保護債権事務専用市長印の項中「保護第一課」を「保護課」に改める。  
(奈良市職員の退職管理に関する規則の一部改正)
  - 4 奈良市職員の退職管理に関する規則(平成28年奈良市規則第38号)の一部を次のように改正する。  
第6条第1号中「、CIO及び会計管理者」を「及びCIO」に改める。  
第13条第1号中「西部出張所長、行政センター所長」を「東部振興監」に改め、「保健所長」の次に「、会計管理者」を、「7級の主幹」の次に「、職務の級7級の室長、西部出張所長、行政センター所長」を加え、同条第4号中「教育センター所長」の次に「、参事」を加え、同条第8号中「副局長、消防危機統制監、参事、室長、課長、所長」を「次長、参事、課長、署長、副署長、主幹」に改め、「副署長、主幹」を削り、同条第9号中「課長」の次に「、所長」を加え、「室長及び」を削り、「6級の主幹」の次に「及び室長」を加える。  
(給料等の支給に関する規則の一部改正)
  - 5 給料等の支給に関する規則(昭和41年奈良市規則第5号)の一部を次のように改正する。  
第29条第2号中「職員」の次に「等」を加える。  
別表第1選挙管理委員会の事務部局の部中「74,800円」を「85,700円」に、「8,000円」を「10,000円」に「4,000円」を「5,000円」に改める。  
(給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)
  - 6 給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則(平成31年奈良市規則第26号)の一部を次のように改正する。  
附則第5項の表選挙管理委員会の事務部局の部中「100分の5」を「100分の6」に改める。  
(奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)
  - 7 奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和43年奈良市規則第2号)の一部を次のように改正する。  
別表第1を次のように改める。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>8 西部出張所課長の職務</li> <li>9 行政センター課長の職務</li> <li>10 こども園副園長、保育園副園長及び幼稚園副園長の職務</li> <li>11 こども家庭相談室長の職務</li> <li>12 保健センター所長の職務</li> <li>13 衛生浄化センター所長の職務</li> <li>14 奈良処分地管理事務所長の職務</li> <li>15 消費生活センター長の職務</li> <li>16 土木管理センター所長の職務</li> <li>17 消防署長補佐、中隊長及び消防分署長の職務</li> <li>18 指揮支援隊長の職務</li> <li>19 史料保存館長の職務</li> <li>20 西部図書館長及び北部図書館長の職務</li> <li>21 学校給食センター所長の職務</li> <li>22 選挙管理委員会事務局次長の職務</li> <li>23 農業委員会事務局次長の職務</li> </ul>
6級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 所長の職務</li> <li>2 西部出張所長、東部出張所長及び北部出張所長の職務</li> <li>3 行政センター所長の職務</li> <li>4 こども園長、保育園長及び幼稚園長の職務</li> <li>5 児童相談所設置準備室長の職務</li> <li>6 環境清美工場長の職務</li> <li>7 施設管理室長の職務</li> <li>8 地籍調査室長の職務</li> <li>9 消防署長の職務</li> <li>10 消防副署長の職務</li> <li>11 文化財防災官の職務</li> <li>12 防災センター所長の職務</li> <li>13 指揮救助隊長の職務</li> <li>14 中央図書館長の職務</li> <li>15 学校事務長の職務</li> <li>16 農業委員会事務局長の職務</li> </ul>
7級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 相当の経験を有する所長の職務</li> <li>2 相当の経験を有する西部出張所長、東部出張所長及び北部出張所長の職務</li> <li>3 相当の経験を有する行政センター所長の職務</li> <li>4 相当の経験を有する環境清美工場長の職務</li> <li>5 相当の経験を有する消防署長の職務</li> <li>6 相当の経験を有する文化財防災官の職務</li> <li>7 相当の経験を有する中央図書館長の職務</li> <li>8 相当の経験を有する学校事務長の職務</li> <li>9 相当の経験を有する農業委員会事務局長の職務</li> <li>10 部長及び理事並びに部次長及び参事の職務</li> </ul>
8級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 危機管理監の職務</li> <li>2 東部振興監の職務</li> <li>3 保健所長の職務</li> <li>4 会計管理者の職務</li> <li>5 消防局の次長の職務</li> <li>6 教育センター所長の職務</li> <li>7 選挙管理委員会事務局長の職務</li> <li>8 監査委員事務局長の職務</li> <li>9 議会事務局次長の職務</li> <li>10 部長及び理事の職務</li> </ul>
9級	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 統括官の職務</li> <li>2 法令遵守監察監の職務</li> <li>3 相当の経験を有する危機管理監の職務</li> </ul>

- 4 消防長の職務
- 5 議会事務局長の職務

(奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)

8 奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成18年奈良市規則第44号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第13条第1項中「保護第一課又は保護第二課」を「保護課」に改める。

(奈良市予算の編成及び執行に関する規則の一部改正)

9 奈良市予算の編成及び執行に関する規則(昭和39年奈良市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「(保護第二課を除く。)」を削る。

(奈良市公用車管理規則の一部改正)

10 奈良市公用車管理規則(昭和47年奈良市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「総務部長」を「総合政策部長」に改める。

(令和2年3月31日揭示済)

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第11号**

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則(平成27年奈良市規則第98号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 当該申請に係る子どもに係る健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被扶養者、共済組合の組合員若しくは被扶養者、私立学校職員共済制度の加入者若しくは被扶養者又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報(以下「社会保険被保険者等資格関係情報」という。)

第2条第2号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 当該受給者である子どもに係る社会保険被保険者等資格関係情報

第2条第3号中エをオとし、ウをエとし、イをウとし、

イの次に次のように加える。

イ 当該届出に係る子どもに係る社会保険被保険者等資格関係情報

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和2年3月31日揭示済)

奈良市会計年度任用職員の任用等に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第12号**

奈良市会計年度任用職員の任用等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の任用等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任用)

第2条 任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。)は、職務の遂行に必要な知識及び技能を有する者のうちから、選考により会計年度任用職員を任命する。

2 前項の規定による任命は、所属長が会計年度任用職員として任命される者に会計年度任用職員任用通知書(別記様式)を交付して行う。ただし、任期が1月未満の者については、当該通知書の交付を省略することができる。

3 第1項の規定による選考は、原則として公募によることとする。

4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、公募によらないことができる。

(1) 前年度に設置されていた職又は当該年度に設置されている職(以下「当該職」という。)に任用されていた者を当該職と同一の職務内容と認められる職への任用の選考の対象とする場合において、面接、当該職におけるその者の勤務実績等に基づき、能力の実証を行うことができると任命権者が認める場合

(2) 職務の性質から、公募により難いと任命権者が認める場合

5 前項第1号の規定による公募によらない任用は、次の各号のいずれにも該当する者に限り認めるものとする。

(1) 前項第1号の規定による能力の実証の結果が良好であること。

(2) 前年度及び当該年度において法第29条及び職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年奈良市条例第47号)に規定する懲戒処分を受けていないこと。

(選考の方法)

第3条 選考は、口頭試問、経歴評定、実地試験、筆記試

験その他の方法によって行うものとする。

(任期)

第4条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。

2 任命権者は、会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

(条件付採用期間)

第5条 会計年度任用職員の採用は、全てその任命の日から起算して1月間は条件付採用とする。

2 条件付採用期間を終了した会計年度任用職員は、次条に規定する場合を除くほか、その期間を終了した日の翌日において正式に採用となるものとする。

(条件付採用期間の延長)

第6条 前条の規定にかかわらず、会計年度任用職員が条件付採用期間の1月間において実際に勤務した日数が15日に満たない場合においては、その日数が15日に達するまでその条件付採用期間を延長するものとする。ただし、当該会計年度任用職員の任期を超えることとなる場合においては、この限りでない。

(退職)

第7条 会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退職とする。

- (1) 任期が満了した場合
- (2) 退職願を提出し、任命権者が承認した場合
- (3) 死亡した場合

(分限及び懲戒)

第8条 会計年度任用職員の分限及び懲戒は、法第27条、第28条及び第29条に定めるところによる。

(公務災害補償)

第9条 会計年度任用職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年奈良市条例第34号)に定めるところによる。

(社会保険等)

第10条 会計年度任用職員の社会保険等の加入については、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に定めるところによる。

(被服の貸与)

第11条 会計年度任用職員のうち市長が必要と認めるものに対しては、常勤職員の例により被服を貸与する。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の任用等に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 会計年度任用職員の任用その他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(経過措置)

3 施行日の前日において地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)第1条による改正前の法(以下「改正前の法」という。)第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員、改正前の法第22条第5項に規定する臨時的に任用された職員又は法第17条の規定により採用された一般職の非常勤職員(同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)(以下「臨時又は非常勤職員」と総称する。)を引き続き施行日に当該臨時又は非常勤職員と同一の職務内容と認められる会計年度任用職員の職に任用しようとする場合の選考において、面接及び当該職におけるその者の勤務実績等に基づき、能力の実証を行うことができると任命権者が認める場合は、第2条第3項の規定にかかわらず、公募によらないことができる。

(奈良市臨時職員に関する規則等の廃止)

4 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 奈良市臨時職員に関する規則(平成2年奈良市規則第26号)
- (2) 奈良市非常勤嘱託職員に関する規則(平成2年奈良市規則第27号)
- (3) 奈良市パートタイム職員に関する規則(平成3年奈良市規則第41号)

(奈良市職員の任用に関する規則の一部改正)

5 奈良市職員の任用に関する規則(昭和43年奈良市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第20条の見出し中「臨時的任用」の次に「及び会計年度任用職員の任用」を加え、同条中「臨時的任用」の次に「及び地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の任用」を加える。

別記様式(第2条関係)

会計年度任用職員任用通知書

年 月 日

様

あなたを会計年度任用職員( )として、下記の勤務条件により任用いたします。

任用期間	年 月 日～ 年 月 日
条件付採用	採用の日から起算して1月間(採用後1月間の実際の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで(最長で任期の末日まで)は条件付採用とする。
勤務場所	
従事すべき業務の内容	
始業・終業の時刻等	1 始業 時 分 終業 時 分
時間・就業時間	(1) 1箇月の任用日数( )日、任用期間中の勤務日数( )日
就業時間	又は任用期間中の勤務時間数( )時間
所定時間外勤務の有無	その他( )
外勤務の有無	
に関する事項	
休日及び勤務日	【以下のような制度が適用される場合】
	(2) 変形労働時間制等：( ) 単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。
	E
	2 休憩時間 ( ) 分
	3 所定時間外勤務の有無 (有 )、(無 )
	4 休日勤務 (有 )、(無 )
休日及び勤務日	・ 定休日： ・ 非定休日： ・ 1年単位の変形労働時間制の場合：
休暇	1 年次有給休暇 年 月 日、付与日数 日(当初任用日 年 月 日) 付与年月日 2 その他の休暇 奈良市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則による。

(裏面に続く)

給与	1 基本報酬 月額(円)、口 日額(円) 又は給料 時間額(円)
	2 期末手当を除く諸手当(報酬)又は費用弁償の額又は計算方法 イ ( ) ロ ( ) ハ ( ) ニ ( ) イ 所定時間外、休日又は深夜勤務に対して支払われる割増率 ( ) % ロ 休日 法定休日 ( ) % ハ 深夜 ( ) % ニ 給与締切日 毎月 日 イ 給与支払日 ( ) 毎月 日 ロ 給与の支払方法 ( ) ハ 条例に基づく給与支払時の控除(有 )、(無 ) ニ 昇給 (有 )、(無 ) イ 期末手当 (有 )、(無 )
退職に関する事項	1 自己都合退職の手続(退職する 日以上前に届け出ること) 2 免職の事由及び手続 ( )
その他の条件	1 勤務場所及び業務内容については、任用期間中でも変更することがあります。 2 任用期間が満了したときは、退職となります。 3 業務を通じて知り得た秘密を漏らしてはなりません。
その他	・ 社会保険の加入状況(厚生年金 健康保険 その他( )) ・ 雇用保険の適用(有、無) ・ その他 ( )
任用期間が中途になる場合の更新の有無	1 任用の更新の有無 [更新する場合があります・更新はしないその他( )] 2 任用の更新は次により判断する。 ・ 任用期間満了時の業務量 ・ 勤務成績、態度 ・ 能力 ・ 従事している業務の進捗状況 ・ その他( )

※ 以上のほかは、市の条例、規則等による。  
※ 本通知書の交付は、労働基準法第15条に基づき労働条件を明示するものであること。

(令和2年3月31日揭示済)

職員の臨時的任用に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第13号**

職員の臨時的任用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の3第4項の規定に基づき、職員の臨時的任用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(臨時的任用を行うことができる場合)

第2条 任命権者は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次に掲げる場合に該当するときは、現に職員(臨時的に任用された職員を除く。)でない者を臨時的に任用することができる。

(1) 災害その他重大な事故のため、法第17条第1項の採用、昇任、降任又は転任の方法により職員を任命するまでの間その職員の職を欠員にしておくことができない緊急の場合

(2) 臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合

(臨時的任用の期間の更新)

第3条 臨時的任用の期間は、6月を超えない期間で更新することができる。

(補則)

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月31日揭示済)

職員の営利企業等の従事制限に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第14号**

職員の営利企業等の従事制限に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の営利企業等の従事制限に関する規則の一部改正)

第1条 職員の営利企業等の従事制限に関する規則(昭和40年奈良市規則第39号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。以下同じ。)」を加える。

第3条中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

(奈良市職員き章はい用規則の一部改正)

第2条 奈良市職員き章はい用規則(昭和25年奈良市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「議会議員」の次に「、地方公務員法(昭和

25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」を加える。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する規則及び公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則の一部改正)

第3条 次に掲げる規則の規定中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される奈良市職員の処遇等に関する規則(平成10年奈良市規則第8号)第2条

(2) 公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則(平成14年奈良市規則第65号)第3条

(奈良市職員安全衛生規則の一部改正)

第4条 奈良市職員安全衛生規則(昭和55年奈良市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「(昭和32年奈良市条例第21号)」の次に「又は奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年奈良市条例第16号)」を加え、「及び奈良市非常勤嘱託職員に関する規則(平成2年奈良市規則第27号)の規定の適用を受ける職員」を削る。

(奈良市病院事業会計規則の一部改正)

第5条 奈良市病院事業会計規則(平成16年奈良市規則第77号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「、非常勤嘱託職員及び臨時職員」を「及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月31日揭示済)

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第15号**

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成6年奈良市規則第59号)の一部を次のように改正する。

別表第2第14号中「結婚する」を「結婚し、又はこれに準じるものとして市長が認めるもの(以下この号において「結婚等」という。)をする」に、「結婚式」を「儀式」に、「その他の結婚」を「その他の結婚等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に使用されたこの規則による改正前の奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則別表第2第14号の休暇については、この規則による改正後の奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規

則別表第2第14号の休暇として使用されたものとみなす。  
(令和2年3月31日揭示済)

奈良市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

### 奈良市規則第16号

奈良市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成6年奈良市条例第50号。以下「条例」という。)第19条の規定に基づき、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員をいう。
- (3) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員をいう。

(1週間の勤務時間)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 パートタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で、任命権者が定める。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、パートタイム会計年度任用職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第5条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある会計年度任用職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、4週間ごとの期間につき8日

の週休日(パートタイム会計年度任用職員にあっては、8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該事務所の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日(パートタイム会計年度任用職員にあっては、8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、市長と協議して、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上)の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

3 前項の割振りの基準等については、奈良市職員定数条例(昭和28年奈良市条例第1号)第1条に定める職員(以下「常勤職員」という。)の例による。

(週休日の振替等)

第6条 任命権者は、会計年度任用職員に第4条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第4条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間(第4条第2項の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として常勤職員の例により指定する勤務時間をいう。以下この条において同じ。)を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の割振りの基準及び週休日に変更することのできる勤務日の期間等については、常勤職員の例による。

(休憩時間)

第7条 会計年度任用職員の休憩時間については、常勤職員の例による。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第8条 任命権者は、市長(労働基準法(昭和22年法律第49号)別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては、労働基準監督署長)の許可を受けて、第3条から第6条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において会計年度任用職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成6年奈良市規則第59号。以下「勤務時間等規則」という。)第8条第1項で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において会計年度任用職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第9条 育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限については、常勤職員の例による。

(時間外勤務代休時間)

第10条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた会計年度任用職員には、常勤職員の例により、時間外勤務代休時間を指定することができる。

(休日)

第11条 条例第9条の規定は、会計年度任用職員の休日について準用する。

(休日の代休日)

第12条 任命権者は、会計年度任用職員に祝日法による休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下この項において同じ。)又は年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。))をいう。(以下「休日」と総称する。)である第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日(以下この条において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(第10条の規定により時間外勤務代休時間が指定された日及び休日を除く。)を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された会計年度任用職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

3 第1項の規定により代休日の指定をすることができる勤務日等の期間及び指定の手續等については、常勤職員の例による。

(休暇の種類)

第13条 会計年度任用職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次休暇)

第14条 会計年度任用職員の年次休暇の日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 月額により給料又は報酬が定められている会計年度任用職員(次号に掲げる会計年度任用職員を除く。)

一の会計年度ごとの休暇とし、その日数は、所定の勤務日数及び本市の会計年度任用職員の職に引き続き在職した期間(以下「在職期間」という。)に応じて、一の会計年度において別表第1のとおりとする。ただし、一の会計年度において引き続き在職する期間(以下「在職する期間」という。)が12月に満たない会計年度任用職員(前会計年度の末日まで本市の会計年度任用職員として任用されていた者を除く。)については、所定の勤務日数及び在職する期間に応じて、別表第2のとおりとする。

(2) 任期の満了により退職した後に同一会計年度内にお

いて更に任用されたことにより、前任用から継続勤務する会計年度任用職員又は任期が更新された会計年度任用職員(次号に掲げる会計年度任用職員を除く。)

当該任用又は更新よりも前の同一会計年度内における任期の初日から当該任用又は更新により定められた任期の末日までをその者の任期とした場合に、前号の規定を適用して得られる日数(当該会計年度において前号の規定により取得した年次休暇があるときは、当該取得した日数分を控除した後の日数)とする。

(3) 日額又は時間額により報酬が定められている会計年度任用職員(その任用の日から起算して6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した会計年度任用職員に限る。)労働基準法第39条の規定の例による。

2 任命権者は、年次休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

(年次休暇の繰越し)

第15条 年次休暇(この条の規定により繰り越されたものを除く。)は、20日を限度として、次の1年間に繰り越すことができる。

(年次休暇の単位)

第16条 年次休暇の単位は、1日、半日又は1時間(第4条第2項ただし書又は第5条の規定により割り振られた勤務時間が1日につき7時間45分に満たないパートタイム会計年度任用職員にあっては、1日又は1時間)とする。

2 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員の年次休暇の単位は、1時間とする。

3 1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合は、勤務日1日当たりの勤務時間(その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間)をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあっては、勤務日1日当たりの平均勤務時間(全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間(その時間に1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げた時間)をいう。)をもって1日とする。

(病気休暇)

第17条 病気休暇は、会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における有給の休暇とする。

2 病気休暇の期間は、医師の証明等に基づいて療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とする。ただし、その期間は、次の各号に掲げる負傷又は疾病の区分に応じ、当該各号に定める期間を限度とする。

(1) 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年奈良市条例第34号)第2条の2に規定する通勤

をいう。)による負傷若しくは疾病 治癒するまでの期間。ただし、任用期間の満了日を超えるときは、当該満了日までの期間

(2) その他の負傷又は疾病 一の会計年度において10日の範囲内の期間

3 病気休暇の期間には、週休日、休日及び代休日を含むものとする。

4 前条の規定は、病気休暇の単位について準用する。  
(特別休暇)

第18条 会計年度任用職員に別表第3事由の欄に掲げる事由がある場合には、同表期間の欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

2 前項の休暇のうち、別表第3第9号に掲げるものにあつては、7月1日に在職する会計年度任用職員で、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの(週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。)に限るものとする。

3 会計年度任用職員に別表第4事由の欄に掲げる事由がある場合には、同表期間の欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。  
(介護休暇)

第19条 条例第15条第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員(同条の規定の適用があるとしたならば同条第1項に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであつて、任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、当該申出において、勤務時間等規則第16条第3項の規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。)の介護休暇について準用する。この場合において、条例第15条第1項中「6月」とあるのは「93日」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する介護休暇は、無給の休暇とする。

3 第16条の規定は、介護休暇の単位について準用する。

4 第1項の規定により準用する条例第15条第1項に規定する規則で定める者、同項に規定する規則で定める期間その他介護休暇に関し必要な事項については、常勤職員の例による。  
(介護時間)

第20条 条例第15条の2第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員(同条の規定の適用があるとしたならば初めて同条の休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであ

り、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものであつて、特定職に引き続き在職した期間が1年以上であるものに限る。)の介護時間について準用する。この場合において、条例第15条の2第2項中「2時間」とあるのは「2時間(当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する介護時間は、無給の休暇とする。

3 介護時間の単位その他介護時間に関し必要な事項については、常勤職員の例による。

(年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認、請求等)

第21条 年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認、請求等の手続については、常勤職員の例による。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等)

第22条 第13条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(補則)

第23条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)第1条による改正前の法(以下「改正前の法」という。)第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員、改正前の法第22条第5項に規定する臨時的に任用された職員又は法第17条の規定により採用された一般職の非常勤職員(同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)(以下「臨時又は非常勤職員」と総称する。)として任用されていた職員が、引き続き施行日に本市の会計年度任用職員として任用された場合において、当該臨時又は非常勤職員の任期中に付与された年次有給休暇の残日数があるときは、当該年次有給休暇の残日数を当該会計年度任用職員の任期に繰り越すことができる。

3 施行日の前日に臨時又は非常勤職員として任用されていた職員が、引き続き施行日に本市の会計年度任用職員として任用された場合において任用の初年度に付与される年次有給休暇の日数は、当該会計年度任用職員の1週間の勤務日数又は1年間の勤務日数及び当該職員が臨時又は非常勤職員として任用された日の属する年度を任用の初年度とみなして施行日の前日までの期間を通算した場合における年次有給休暇の日数とする。

(奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

4 奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成6年奈良市規則第59号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(臨時又は非常勤の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)を除く。以下同じ。)」を削る。

第9条の2中「、再任用短時間勤務職員等に」を「、

地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)に」に改める。

第25条を第26条とし、第24条の次に次の1条を加える。  
(会計年度任用職員の勤務時間等)

第25条 地公法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等については、この規則の規定にかかわらず、市長が別に定める。

別表第1(第14条関係)

在職期間	年次休暇の日数				
	1週間の勤務日が5日以上及び1年間の勤務日が217日以上	1週間の勤務日が4日及び1年間の勤務日が169日から216日までの者	1週間の勤務日が3日及び1年間の勤務日が121日から168日までの者	1週間の勤務日が2日及び1年間の勤務日が73日から120日までの者	1週間の勤務日が1日及び1年間の勤務日が48日から72日までの者
初年度	10日	7日	5日	3日	1日
第2年度	11日	8日	6日	4日	2日
第3年度	12日	9日	6日	4日	2日
第4年度	14日	10日	8日	5日	2日
第5年度	16日	12日	9日	6日	3日
第6年度	18日	13日	10日	6日	3日
第7年度以降	20日	15日	11日	7日	3日

備考

- 1 「1週間の勤務日が5日以上及び1年間の勤務日が217日以上」には、1週間の勤務日の日数にかかわらず、1週間の勤務時間が29時間以上である者を含む。別表第2において同じ。

別表第2(第14条関係)

在職する期間	年次休暇の日数				
	1週間の勤務日が5日以上及び1年間の勤務日が217日以上	1週間の勤務日が4日及び1年間の勤務日が169日から216日までの者	1週間の勤務日が3日及び1年間の勤務日が121日から168日までの者	1週間の勤務日が2日及び1年間の勤務日が73日から120日までの者	1週間の勤務日が1日及び1年間の勤務日が48日から72日までの者
11月	10日	7日	5日	3日	1日
10月	10日	7日	5日	3日	1日
9月	10日	7日	5日	3日	1日
8月	10日	7日	5日	3日	1日
7月	10日	7日	5日	3日	1日
6月	6日	4日	2日	1日	0日
5月	5日	3日	2日	1日	0日
4月	4日	2日	1日	0日	0日
3月	3日	2日	1日	0日	0日
2月	2日	1日	0日	0日	0日
1月	1日	0日	0日	0日	0日

別表第3(第18条関係)

事由	期間
1 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
2 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故	必要と認められる期間

等に際して、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	
3 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	7日の範囲内の期間
4 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
5 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
6 会計年度任用職員の親族（この表の付表1の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
7 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	市長が定める期間内における連続する5日の範囲内の期間
8 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
9 会計年度任用職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	7月から9月までの期間内において所定勤務日数に応じこの表の付表2の日数の項に掲げる日数の範囲内の期間
10 前各号のほか、市長が必要と認める場合	市長が定める期間

備考

- この表に定める期間には、週休日、第10条の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日、休日及び代休日を含むものとする。ただし、月額により給料又は報酬が定められている会計年度任用職員については、第6号の休暇にあっては、この限りでない。

別表第3の付表1

親族	日数
配偶者	10日
父母	7日
子	5日
祖父母	3日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日

兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日

別表第3の付表2

所定勤務日数	1週間の勤務日が4日以上 の者及び1年間の勤務日が 169日以上の子	1週間の勤務日が3日の者 及び1年間の勤務日が121日 から168日までの者	1週間の勤務日が1日又は 2日の者及び1年間の勤務 日が48日から120日までの者
日数	3日	2日	1日

別表第4（第18条関係）

事由	期間
1 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である会計年度任用職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
2 会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過し就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
3 妊娠中又は出産後1年以内の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、出産後1年まではその間に1回（医師等の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、それぞれ必要と認められる期間
4 会計年度任用職員が生理日に勤務することが著しく困難な場合又は生理に有害な職務に従事する場合	必要と認められる期間
5 生後2年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている養子縁組里親である者若しくは養育里親である者（同条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
6 妊娠中の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる期間
7 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年	一の会計年度において5日（その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10

度任用職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとしてその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、任命権者の定める時間）の範囲内の期間
8 要介護者の介護その他の世話を行う会計年度任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の会計年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、任命権者の定める時間）の範囲内の期間
9 母子保健法の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
10 前各号のほか、市長が必要と認める場合	市長が定める期間

備考

- この表に定める期間には、週休日、第10条の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された日、休日及び代休日を含むものとする。
- この表において「出産」とは、妊娠満12週以後の分べんをいう。

(令和2年3月31日揭示済)

奈良市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第17号

奈良市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年奈良市条例第16号。以下「条例」という。）の規定に基づき、会計年度任用職員の給与を決定する場合の基準及び給与の支給等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(フルタイム会計年度任用職員となった者の職務の級)

第2条 フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。以下同じ。）となった者の職務の級は、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。

(フルタイム会計年度任用職員となった者の号給)

第3条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、職種ごとに別表第1に定める職種別基準表（以下「職種別基準表」という。）に定める号給の範囲内で市長が定める基準に従い決定するものとする。

2 職種別基準表に定める職種における職種名（次条において「職種名」という。）に応じた号給は、職種別基準表に定める号給の範囲内で市長が別に定める。

(経験年数を有する者の号給)

第4条 新たにフルタイム会計年度任用職員となった者のうち、経験年数（同種の職務に在職した年数をいう。以下同じ。）を有する者の号給については、前条の規定にかかわらず、市長が別に定めるところにより、職種名ごとに職種別基準表に定める号給の範囲内で経験年数に応

じた号給とすることができる。

(特殊な技能、経験等を有する者の号給)

第5条 特殊な技能、経験等を有する者を採用する場合には、号給の決定について前2条の規定による場合には著しく他の会計年度任用職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、条例別表第1の給料表に定める号給の範囲内でその者の号給を決定することができる。

(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)

第6条 条例第5条において準用する奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号。以下「給与条例」という。）第8条第2項の規定による給料の支給日は、同条第1項に規定する期間（以下「給与期間」という。）によるその月の22日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

2 給与期間中給料の支給日後において新たにフルタイム会計年度任用職員となった者及び給与期間中給料の支給日前において離職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員には、その際給料を支給する。

3 特別の必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、別に給料の支給日を定めるものとする。

第7条 フルタイム会計年度任用職員が給与期間の途中において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。

- 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
- 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
- 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

(フルタイム会計年度任用職員の給与の減額)

第8条 条例第6条の規定により減額すべき給与額は、その減額すべき理由の生じた給与期間分を、次の給与期間以降に支給される給与額から差し引くものとする。ただし、退職、休職、停職又は無給休暇の場合において、減額すべき給与額が給料の月額から差し引くことができないときは、条例の規定に基づくその他の未支給の給与額から差し引くものとする。

2 条例第6条に規定する給与の減額を行う時間数は、その給与期間の全時間数によって計算するものとする。この場合において、その時間数に1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

3 給与の減額を行う場合における条例第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額は、法第29条第1項の規定により給料を減額されている場合においてはフルタイム会計年度任用職員が本来受けるべき給料の月額とする。

(フルタイム会計年度任用職員の通勤手当)

第9条 条例第7条において準用する給与条例第16条の4に規定する通勤手当を支給される職員の範囲、通勤手当の支給額その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項については、常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当等の支給)

第10条 条例第8条において準用する給与条例第17条(第3項及び第6項を除く。)に規定する時間外勤務手当(以下この条において「時間外勤務手当」という。)、条例第9条において準用する給与条例第18条に規定する休日勤務手当(以下この条において「休日勤務手当」という。)、条例第10条において準用する給与条例第19条に規定する夜間勤務手当(以下この条において「夜間勤務手当」という。)及び条例第13条において準用する給与条例第21条に規定する宿日直手当の支給は、常勤職員の例による。

2 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の勤務時間数の計算及び条例第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の月額については、第8条第2項及び第3項の規定を準用する。

(フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当)

第11条 条例第8条において準用する給与条例第17条第1項及び第2項に規定する規則で定める割合、同項に規定する規則で定める時間並びに同条第4項に規定する規則で定めるものについては、常勤職員の例による。

(時間外勤務手当に関する技術的読替え)

第12条 条例第8条において給与条例第17条(第3項及び第6項を除く。)の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える給与 条例の規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
第17条第2項	勤務時間等条例 第5条	奈良市会計年度任用 職員の勤務時間、 休日、休暇等

		に関する規則(令和2年奈良市規則第15号。以下この条において「会計年度任用職員勤務時間等規則」という。)第6条
	勤務時間等条例 第3条第2項又は 第4条	会計年度任用職員 勤務時間等規則第 4条第2項又は第 5条
第17条第4項	勤務時間等条例 第3条第1項、 第4条及び第5 条	会計年度任用職員 勤務時間等規則第 4条第1項、第5 条及び第6条
第17条第5項	勤務時間等条例 第8条の3第1 項	会計年度任用職員 勤務時間等規則第 10条の規定により その例によること とされる勤務時間 等条例第8条の3 第1項

(フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当)

第13条 条例第9条において準用する給与条例第18条の規則で定める割合及び同条後段の規則で定める日については、常勤職員の例による。

(休日勤務手当に関する技術的読替え)

第14条 条例第9条において給与条例第18条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える給与 条例の規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
第18条	勤務時間等条例 第3条第1項又は 第4条	奈良市会計年度任用 職員の勤務時間、 休日、休暇等 に関する規則(令和 2年奈良市規則第 15号。以下この 条において「会計 年度任用職員勤務 時間等規則」とい う。)第4条第1 項又は第5条
	勤務時間等条例 第4条及び第5 条	会計年度任用職員 勤務時間等規則第 5条及び第6条

(フルタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出)

第15条 条例第12条の規則で定める時間については、常勤職員の例による。

(フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当)

第16条 条例第13条において準用する給与条例第21条の規定により宿日直手当を支給される勤務は、奈良市職員の

勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成6年奈良市規則第59号。以下「勤務時間等規則」という。）第8条第1項及び第2項に掲げる勤務とし、給与条例第21条第1項に規定する規則で定める日並びに同項及び同条第2項に規定する規則で定める額については、常勤職員の例による。

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第17条 条例第14条において準用する給与条例第24条（第3項及び第5項を除く。）から第24条の3までに規定する期末手当を支給される職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給）

第18条 条例第16条第1項の規則で定める期日は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 日額又は時間額により報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。以下同じ。）毎月22日に支給するものとし、その日に支給する報酬は、その前月の初日から末日までの分とする。

(2) 月額により報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員 毎月22日に支給するものとし、その日に支給する報酬は、その月の初日から末日までの分とする。

2 前項に規定する報酬の支給日が、祝日法による休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、前項の規定にかかわらず、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

3 報酬の支給日後において新たにパートタイム会計年度任用職員（月額で報酬が定められている者に限る。以下この項において同じ。）となった者及び報酬の支給日前において離職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員には、その際報酬を支給する。

4 特別の必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、別に報酬の支給日を定めるものとする。

5 第7条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。

（パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額）

第19条 条例第17条の規定により減額すべき報酬額は、その減額すべき理由の生じた計算期間（条例第16条第1項に規定する計算期間をいう。以下「計算期間」という。）分を、次の計算期間以降に支給される報酬額（条例第18条に規定する時間外勤務、条例第19条に規定する休日勤務、条例第20条に規定する夜間勤務及び条例第23条に規定する宿日直勤務に係る報酬を除く。以下「基礎報酬額」という。）から差し引くものとする。ただし、退職、休職、停職又は無給休暇の場合において、減額すべき報酬額が基礎報酬額から差し引くことができないときは、条例の規定に基づくその他の未支給の給与額から差し引くものとする。

2 条例第17条に規定する報酬の減額を行う時間数は、その計算期間の全時間数によって計算するものとする。この場合において、その時間数に1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

3 報酬の減額を行う場合における条例第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額の算出の基礎となる報酬額は、法第29条第1項の規定により報酬を減額されている場合においてはパートタイム会計年度任用職員が本来受けるべき報酬額とする。

（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬等の支給）

第20条 パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務及び宿日直勤務に係る報酬は、その月分を翌月の報酬の支給日に支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が奈良市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年奈良市規則第15号。以下「会計年度任用職員勤務時間等規則」という。）第10条の規定によりその例によることとされる勤務時間等条例第8条の3第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務に係る報酬の支給については、会計年度任用職員勤務時間等規則第10条の規定によりその例によることとされる勤務時間等条例第8条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する計算期間の次の報酬の支給日に支給する。

2 時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に係る報酬の勤務時間数の計算及び条例第22条に規定する勤務1時間当たりの報酬額の算出の基礎となる報酬額については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬）

第21条 条例第18条第1項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。ただし、12月29日から翌年の1月3日までの日における勤務については、当該各号に定める割合を100分の150とする。

(1) 条例第18条第1項第1号に掲げる勤務 100分の125

(2) 条例第18条第1項第2号に掲げる勤務 100分の135

2 条例第18条第2項の規則で定める時間は、常勤職員の例による。

3 条例第18条第2項の規則で定める割合は、100分の25とする。

（パートタイム会計年度任用職員の休日勤務に係る報酬）

第22条 条例第19条の規則で定める職員は、会計年度任用職員勤務時間等規則第4条第1項又は第5条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められているパートタイム会計年度任用職員以外のパートタイム会計年度任用職員で、祝日法による休日が会計年度任用職員勤務時間等規則第5条及び第6条の規定に基づく週休日に当たるもの

とする。

2 条例第19条の規則で定める割合は、100分の135（勤務を命ぜられた日が12月29日から翌年の1月3日までの日である場合は、100分の150）とする。

3 条例第19条後段の規則で定める日は、国の行事等が行われる日で市長が指定する日とする。

（パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出）

第23条 条例第22条第1号の規則で定める時間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間における、祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に常勤職員の1日当たりの勤務時間を乗じて得た時間に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を常勤職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間とする。

（パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬の支給）

第24条 条例第23条に規定する宿日直勤務に係る報酬の支給される勤務は、勤務時間等規則第8条第1項及び第2項に掲げる勤務とし、条例第23条第1項に規定する規則で定める日並びに同項及び第2項の規則で定める額については、常勤職員の例による。

（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）

第25条 条例第24条において準用する給与条例第24条（第3項及び第5項を除く。）から第24条の3までに規定する期末手当を支給される職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

2 条例第24条第1項の1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定める者は、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間の1週間当たりの平均時間が15時間30分未満の者とする。

3 条例第24条第1項の従事する業務の性質等を考慮して市長が規則で定める者は、日額及び時間額で報酬が定められた者とする。

4 条例第24条第1項の規定により読み替えて準用する給与条例第24条第4項の規則で定める額は、条例第18条に規定する時間外勤務に係る報酬の額、条例第19条に規定する休日勤務に係る報酬の額、条例第20条に規定する夜間勤務に係る報酬の額及び条例第23条に規定する宿日直勤務に係る報酬の額の合計額とする。

（給与の特例）

第26条 条例第25条第1項の市長が特に必要と認めるフルタイム会計年度任用職員及び同条第2項の市長が特に必要と認めるパートタイム会計年度任用職員は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者及び特殊な勤務形態で業務に従事する者とする。

（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償）

第27条 条例第26条第2項各号の規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとお

りとする。ただし、通勤距離が片道2キロメートル未満の者には支給しない。

(1) 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員 再任用短時間勤務職員の例による額

(2) 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員 別表第2に定める額

2 条例第26条第3項に規定する通勤に係る費用弁償の支給日は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員 再任用短時間勤務職員の例による。

(2) 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員 報酬の支給方法に準じて支給する。

3 前2項に定めるもののほか、通勤に係る費用弁償に関し必要な事項は、常勤職員の例による。

（委任）

第28条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経験年数の特例）

2 会計年度任用職員が、この規則の施行の日前において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）第1条による改正前の法（以下「改正前の法」という。）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員、改正前の法第22条第5項に規定する臨時的に任用された職員又は法第17条の規定により採用された一般職の非常勤職員として、当該会計年度任用職員の職務と同種の職務に在職した年数を有する場合には、当該年数は第4条に規定する経験年数とみなす。

（給料等の支給に関する規則の一部改正）

3 給料等の支給に関する規則（昭和41年奈良市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第38条を第39条とし、第37条の次に次の1条を加える。

（会計年度任用職員への給料等の支給）

第38条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員への給料等の支給については、この規則の規定にかかわらず、市長が別に定める。

別表第1（第3条関係）

職種別基準表

職種		職務の級及び号給の範囲
職種種別	職種名	
事務	(1)一般事務、税務事務その他職員の事務の補助又は専門的な業務経験等を要する職に従事するフルタイム会計年度任用職員で市長が別に定めるもの	1級1号給から1級66号給まで
	(2)保育教育士、放課後児	1級18号給から

	<p>児童支援員その他専門的な資格を要する職に従事するフルタイム会計年度任用職員で市長が別に定めるもの</p>	<p>2級70号給まで</p>	<p>別表第2（第26条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>通勤距離（片道）</th> <th>日額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通機関利用</td> <td>—</td> <td>条例第26条第2項に規定する通勤に係る費用弁償の額を超えない範囲内において、現実には要する往復の運賃等の額に相当する額</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自動車利用</td> <td>5キロメートル未満</td> <td>280円</td> </tr> <tr> <td>5キロメートル以上 10キロメートル未満</td> <td>380円</td> </tr> <tr> <td>10キロメートル以上</td> <td>470円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自転車、原動機付自転車及び自動二輪車利用</td> <td>5キロメートル未満</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>5キロメートル以上 10キロメートル未満</td> <td>230円</td> </tr> <tr> <td>10キロメートル以上</td> <td>330円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和2年3月31日揭示済)</p> <p>奈良市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和2年3月31日 奈良市長 仲川元庸</p> <p><b>奈良市規則第18号</b> 奈良市予算の編成及び執行に関する規則の一部を改正する規則 奈良市予算の編成及び執行に関する規則（昭和39年奈良市規則第18号）の一部を次のように改正する。 第6条第1項中「の各号」を削り、同項第1号中「（別記第1号様式）」を削り、同項第2号中「（別記第2号様式）」を削り、同項第3号中「（別記第3号様式）」を削り、同項第4号中「（別記第4号様式）」を削り、同項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とする。 第9条第1項中「の各号」及び「、市長の決裁を求め」を削る。 第12条中「、市長の命を受けて」を削る。 第13条第2項中「加えて、市長の決裁を受け」を「加え」に改める。 第27条中「主務課長は、」の次に「新たに」を加え、「を経て総務部長に合議」を「に協議」に改める。 別記第1号様式から第5号様式までを次のように改める。 別記第1号様式から第5号様式まで 削除 別記第6号様式を次のように改める。</p>	区分	通勤距離（片道）	日額	交通機関利用	—	条例第26条第2項に規定する通勤に係る費用弁償の額を超えない範囲内において、現実には要する往復の運賃等の額に相当する額	自動車利用	5キロメートル未満	280円	5キロメートル以上 10キロメートル未満	380円	10キロメートル以上	470円	自転車、原動機付自転車及び自動二輪車利用	5キロメートル未満	130円	5キロメートル以上 10キロメートル未満	230円	10キロメートル以上	330円
区分	通勤距離（片道）	日額																					
交通機関利用	—	条例第26条第2項に規定する通勤に係る費用弁償の額を超えない範囲内において、現実には要する往復の運賃等の額に相当する額																					
自動車利用	5キロメートル未満	280円																					
	5キロメートル以上 10キロメートル未満	380円																					
	10キロメートル以上	470円																					
自転車、原動機付自転車及び自動二輪車利用	5キロメートル未満	130円																					
	5キロメートル以上 10キロメートル未満	230円																					
	10キロメートル以上	330円																					
	<p>(3)家庭児童相談員、里親支援相談員その他支援相談業務等に従事するフルタイム会計年度任用職員で市長が別に定めるもの</p>	<p>1級10号給から 1級93号給まで</p>																					
	<p>(4)教育センター指導員、スクールソーシャルワーカーその他教育業務等に従事するフルタイム会計年度任用職員で市長が別に定めるもの</p>	<p>1級24号給から 2級70号給まで</p>																					
	<p>(5)外国語通訳、学習支援員その他高度の専門的な知識経験を要する職に従事するフルタイム会計年度任用職員で市長が別に定めるもの</p>	<p>2級37号給から 3級113号給まで</p>																					
<p>技術</p>	<p>(6)臨床心理士、言語聴覚士その他(7)に属さない専門的な資格、業務経験等を要する職に従事するフルタイム会計年度任用職員で市長が別に定めるもの</p>	<p>1級45号給から 2級51号給まで</p>																					
	<p>(7)保健師、助産師その他専門的な資格、業務経験等を要する医療職等に従事するフルタイム会計年度任用職員で市長が別に定めるもの</p>	<p>1級22号給から 3級68号給まで</p>																					
<p>技能</p>	<p>(8)実習助手、自動車運転手その他職員の事務の補助又は専門的な資格、業務経験等を要する職に従事するフルタイム会計年度任用職員で市長が別に定めるもの</p>	<p>1級1号給から 1級87号給まで</p>																					
<p>業務</p>	<p>(9)用務員、給食調理員その他(10)に属さない職に従事するフルタイム会計年度任用職員で市長が別に定めるもの</p>	<p>1級1号給から 1級35号給まで</p>																					
	<p>(10)清掃作業員、収集作業員その他専門的な業務経験を要する職に従事するフルタイム会計年度任用職員で市長が別に定めるもの</p>	<p>1級2号給から 2級65号給まで</p>																					



第17号様式 (第25条・第26条関係)

繰越明許費繰越要求書(報告書)

課長名 (提出 月 日)

会計 科目 款 項 目 (単位円)

事業名	繰越明許費繰越議決予算額	支出負担行為額	左の内訳		翌年度繰越額	左の財源内訳								
			支出額	支出未済額		期及特定財源	期及特定財源	未及特定財源		一般財源				
								何々	何々		何々	何々		

1 向上明細書

事業名

節・細目・細々節	予算額	繰越明許費繰越議決予算額	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	繰越の理由
				支出額	支出未済額			

2 特定財源収入状況調書

款	項	目	節	予算額	収入	状況		予算額に 比し増減	備考
						年度内収入見込額 収入済額	翌年度収入見込額 収入済額		

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市予算の編成及び執行に関する規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和2年3月31日揭示済)

奈良市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和2年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第19号

奈良市会計規則の一部を改正する規則

奈良市会計規則(昭和40年奈良市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「財務部長」を「総務部長」に改め、同条第4項中「賃金」を削り、同条第6項中「消防局総務課長及び教育委員会事務局教職員課長(以下「教職員課長等」という。)」を「主務課長」に、「教職員課長等に」を「当該主務課長に」に、「各課長」を「当該主務課長」に改め、同条第7項を削る。

別表第3中

7 賃金 (長期雇用職員賃金)	雇入れのとき	賃金単価雇用人員及び雇用期間の積算額	雇入れ決議書	
	支出決定のとき	支出しようとする額	賃金支出調書 賃金支出調書	3ヶ月以上引続いて雇入れの場合

を削り、「8 報償費」を「7 報償費」に、「9 旅費」を「8 旅費」に、「10 交際費」を「9 交際費」に、「11 需用費」を「10 需用費」に、「12 役務費」を「11 役務費」に、「13 委託料」を「12 委託料」に、「14 使用料及び賃借料」を「13 使用料及び賃借料」に、「15 工事請負費」を「14 工事請負費」に、「16 原材料費」を「15 原材料費」に、「17 公有財産購入費」を「16 公有財産購入費」に、「18 備品購入費」を「17 備品購入費」に、「19 負担金補助及び交付金」を「18 負担金補助及び交付金」に、「20 扶助費」を「19 扶助費」に、「21 貸付金」を「20 貸付金」に、「22 補償、補填及び賠償金」を「21 補償、補填及び賠償金」に、「23 償還金利子及び割引料」を「22 償還金利子及び割引料」に、「24 投資及び出資金」を「23 投資及び出資金」に、「25 積立金」を「24 積立金」に、「26 寄附金」を「25 寄附金」に、「27 公課費」を「26 公課費」に、「28 繰出金」を「27 繰出金」に改める。

附則

- 1 生業資金貸付回収金の収納 を「所管に係る事業収入の収納」に改め、同表保護第一課の項を次のように改める。
- 2 所管に係る事業収入の収納

保護課	課長を除く課員	1 世帯更生援護資金貸付回収金の収納 2 所管に係る返納金の収納
-----	---------	-------------------------------------

別表第1保護第二課の項を削り、同表教育総務課の項中「使用料」の次に「及び手数料」を加え、同項の次に次のように加える。

教育施設課	課長を除く課員	所管に係る使用料及び手数料の収納
-------	---------	------------------

別表第1保健給食課の項中「学校給食費」の次に「及びその附帯金」を加える。

別表第2人権政策課長の項中

- 1 生業資金貸付回収金の収納 を「所管に係る事業収入の収納」に改め、同表保護第一課長の項を次のように改める。
- 2 所管に係る事業収入の収納

保護課長	1 世帯更生援護資金貸付回収金の収納 2 所管に係る返納金の収納
------	-------------------------------------

別表第2保護第二課長の項を削り、同表教育総務課長の項中「手数料」を「返納金」に改め、同項の次に次のように

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良市会計規則の規定は、令和2年度の収入及び支出から適用し、令和元年度の収入及び支出については、なお従前の例による。

(令和2年3月31日揭示済)

奈良市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和2年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第20号

奈良市会計規則の一部を改正する規則

奈良市会計規則(昭和40年奈良市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「児童館」を削り、「保健所の課」の次に「地籍調査室」を加える。

別表第1人権政策課の項中

加える。

教育施設課長	所管に係る使用料及び手数料の収納
--------	------------------

別表第2保健給食課長の項中「学校給食費」の次に「及びその附帯金」を加える。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月31日揭示済)

奈良市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

**奈良市規則第21号**

奈良市契約規則の一部を改正する規則

奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第10号中「かし担保責任」を「契約不適合責任」に改め、同条第2項中「、別記2に掲げる工事請負契約書に」を「及び請書は、市長が別に定める書式に」に改める。

第21条第2項中「当該契約が建設工事の請負契約であるときは建設工事請書（別記第5号様式）を、その他の契約であるときは契約金額が20万円未満のものを除き、前条第1項」を「前条」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該契約が建設工事の請負契約以外の契約で、契約金額が20万円未満のものについては、この限りでない。

第24条の2中「かし担保」を「契約不適合を保証する」に改める。

別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式 削除

別記2を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月31日揭示済)

奈良市社会福祉法施行細則の一部を改正する規則をここ

「その他」を

「その他」に改め、同様式を別記第14号様式とする。  
(注) 括弧内の該当するものを○で囲んでください。

別記第12号様式中「第13条」を「第14条」に、「第2種社会福祉事業経営開始届出書」を「住居施設を必要としない第2種社会福祉事業経営開始届出書」に、「(あて先)」を「(宛先)」に改め、「次のとおり」の次に「住居施設を必要としない」を加え、同様式を別記第13号様式とする。

別記第11号様式の次に次の1様式を加える。

に公布する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川 元 庸

**奈良市規則第22号**

奈良市社会福祉法施行細則の一部を改正する規則

奈良市社会福祉法施行細則（平成14年奈良市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条中「第68条」の次に「、第68条の3、第68条の4」を加え、「社会福祉事業変更（廃止）届出書（別記第13号様式）」を「社会福祉事業変更・廃止届出書（別記第14号様式）」に改め、同条を第15条とする。

第13条の見出しを「(住居施設を必要としない第2種社会福祉事業の経営の開始の届出)」に改め、同条中「第2種社会福祉事業経営開始届出書（別記第12号様式）」を「住居施設を必要としない第2種社会福祉事業経営開始届出書（別記第13号様式）」に改め、同条を第14条とする。

第12条の次に次の1条を加える。

(住居施設を必要とする第2種社会福祉事業の経営の開始の届出)

第13条 法第68条の2第1項及び第2項の規定による届出は、住居施設を必要とする第2種社会福祉事業経営開始届出書（別記第12号様式）により行わなければならない。

別記第14号様式を第15号様式とし、第13号様式中「第14条」を「第15条」に、「社会福祉事業変更（廃止）届出書」を「社会福祉事業（変更・廃止）届出書」に、「(あて先)」を「(宛先)」に、「変更（廃止）した」を「(変更した・変更する・廃止した・廃止する)」に、「第63条第1項（第64条・第68条・第69条第2項）」を「(第63条第1項・第64条・第68条・第68条の3第1項・第68条の3第2項・第68条の3第3項・第68条の4・第69条第2項)」に、

第12号様式 (第13条関係)

住居施設を必要とする第2種社会福祉事業経営開始届出書

(宛先) 奈良市長

年 月 日

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

電 話

次のとおり住居施設を必要とする第2種社会福祉事業の経営を (開始した・開始する) ので、社会福祉法第68条の2 (第1項・第2項) の規定により届け出ます。(注1)

施 設	施 設 者	年 月 日	年 月 日
施 設 名	施 設 者 名	別添のとおり	別添のとおり
所 在 地	住 所 又 は 所 在 地	職 名	有 給 ・ 無 給 の 別
管 理 者 ( 施 設 長 ) の 氏 名	代 表 者 の 職 名 及 び 氏 名	歴 年 月 日	歴 年 月 日
管 理 者 の 経 歴	経 歴	建 築 年 月 日	建 築 年 月 日
種 類	資 産 状 況	造 階 建	造 階 建
		延べ床面積	延べ床面積
		敷地面積	敷地面積
事業開始予定年月日	年 月 日	建築年月日	建築年月日
条 例 、 定 款 等 の 他 の 基 本 約 款	別 添 の と お り	職 名	職 名
実 務 を 担 当 す る 幹 部 職 員 ( 施 設 長 と は 別 に 幹 部 職 員 を 配 置 す る 場 合 に 記 載 す る )	別 添 の と お り	有 給 ・ 無 給 の 別	有 給 ・ 無 給 の 別
建 物 そ の 他 の 設 備 の 規 模 及 び 構 造	別 添 の と お り	別 添 の と お り	別 添 の と お り
福 祉 サ ー ビ ス を 必 要 と す る 者 に 対 す る 処 遇 の 方 法	別 添 の と お り		

注1 該当するものを○で囲んでください。

【添付書類】

- 1 条 例 、 定 款 そ の 他 の 基 本 約 款
- 2 法 人 の 登 記 簿 謄 本 ( 履 歴 事 項 全 部 証 明 書 )
- 3 法 人 及 び 施 設 の 組 織 図
- 4 施 設 設 置 者 の 役 員 名 簿
- 5 施 設 長 、 そ の 他 実 務 を 担 当 す る 幹 部 職 員 の 経 歴 申 告 書
- 6 施 設 に 従 事 す る 施 設 職 員 名 簿 ( 法 第 1 9 条 第 1 項 各 号 の 該 当 の 有 無 に つ い て 明 記 す る こ と )
- 7 届 出 年 度 前 3 年 度 分 の 事 業 報 告 、 決 算 書 類 、 届 出 年 度 に お け る 事 業 計 画 、 予 算 書 及 び 会 計 財 産 目 録
- 8 省 令 第 7 条 に 規 定 す る 運 営 規 程
- 9 居 室 の 利 用 契 約 書 、 金 銭 管 理 等 居 室 の 利 用 以 外 の サ ー ビ ス の 提 供 に 係 る 契 約 書 及 び 利 用 料 設 定 の 積 算 根 拠 と な る も の
- 1 0 施 設 に よ る 入 居 者 の 金 銭 管 理 を 行 う 場 合 は 、 金 銭 管 理 規 程
- 1 1 施 設 の 使 用 権 原 を 証 す る 書 類 ( 賃 貸 借 の 場 合 は 、 施 設 賃 貸 借 契 約 書 の 写 し 、 自 己 保 有 の 場 合 は 、 建 物 登 記 簿 謄 本 ( 履 歴 全 部 事 項 証 明 書 等 ) )
- 1 2 居 室 ごと に 床 面 積 を 記 載 し た 施 設 の 見 取 図 ( 平 面 図 )
- 1 3 居 室 面 積 、 使 用 料 ( 家 賃 ) 一 覧
- 1 4 入 居 者 に 対 す る 処 遇 に 関 す る 項 目
- 1 5 施 設 設 備 等 の 一 覧 及 び 写 真
- 1 6 暴 力 団 排 除 に 係 る 警 約 書

【その他、必要に応じて添付が必要となる書類】

- 1 配 置 図 ( 建 物 の 配 置 や 敷 地 と の 位 置 関 係 が 分 か る 図 面 )
- 2 施 設 案 内 図 ( 最 寄 駅 か ら 施 設 ま で の 地 図 )
- 3 建 築 基 準 法 関 係 規 定 の 対 応 状 況 が 確 認 で き る も の ( 建 築 確 認 済 証 、 検 査 済 証 、 建 築 基 準 担 当 部 署 の 直 近 の 指 導 状 況 等 )
- 4 消 防 法 関 係 規 定 の 対 応 状 況 が 確 認 で き る も の ( 直 近 の 消 防 用 設 備 等 点 検 結 果 報 告 書 、 消 防 法 関 係 の 各 種 届 出 書 、 消 防 担 当 部 署 の 直 近 の 指 導 状 況 等 )
- 5 消 防 法 に 基 づ く 防 火 対 象 物 使 用 開 始 届 書
- 6 資 格 証 、 研 修 了 証 、 実 務 経 験 証 明 書 の 写 し
- 7 損 害 賠 償 責 任 保 険 証 書
- 8 改 善 計 画 書



附 則  
この規則は、令和2年4月1日から施行する。  
(令和2年3月31日揭示済)

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第25号

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則

児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則（昭和62年奈良市規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考以外の部分を次のように改める。

助産の実施に係る徴収金額表

在籍入所者の属する世帯の階層区分		徴収金（1件）
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯（単給世帯を含む。）	円 0
B	A階層を除き当該年度分（4月から6月までの月にあつては、前年度分。以下この表において同じ。）の市町村民税非課税世帯	2,200
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）	4,500
D <sub>1</sub>	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円以下 6,600
D <sub>2</sub>		9,001円以上 9,000

別表第1備考第1項中「C<sub>1</sub>階層」を「C階層」に、「C<sub>2</sub>階層」を「D<sub>1</sub>及びD<sub>2</sub>階層」に、「第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項」に改め、同表備考第2項を次のように改める。

2 階層区分の認定について、控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の規定によつて再計算しないものとする。

別表第1備考第3項第1号中「所得税の額が8,400円」を「市町村民税所得割の額が19,000円」に改め、同項第2号中「が社会保険」の次に「（健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。）」を加え、同表第4項中「所得税の額が8,400円」を「市町村民税所得割の額が19,000円」に改める。

別表第2備考以外の部分を次のように改める。

母子保護の実施に係る徴収金額表

各月初日の在籍世帯の階層区分		徴収金（月額）
A	生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯（単給世帯を含む。）	円 0
B	A階層を除き当該年度分（4月から6月までの月にあつては、前年度分。以下この表において同じ。）の市町村民税非課税世帯	1,100
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）	2,200
D <sub>1</sub>	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円以下 3,300
D <sub>2</sub>		9,001円から27,000円まで 4,500
D <sub>3</sub>		27,001円から57,000円まで 6,700
D <sub>4</sub>		57,001円から93,000円まで 9,300
D <sub>5</sub>		93,001円から177,300円まで 14,500
D <sub>6</sub>		177,301円から258,100円まで 20,600
D <sub>7</sub>		258,101円から348,100円まで その月のその保護者及び児童に係る費用の支弁額（全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。）

D <sub>8</sub>		348,101円から456,100円まで	その月のその保護者及び児童に係る費用の支弁額（全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。）
D <sub>9</sub>		456,101円から583,200円まで	その月のその保護者及び児童に係る費用の支弁額（全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。）
D <sub>10</sub>		583,201円から704,000円まで	その月のその保護者及び児童に係る費用の支弁額（全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。）
D <sub>11</sub>		704,001円から852,000円まで	その月のその保護者及び児童に係る費用の支弁額（全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。）
D <sub>12</sub>		852,001円から1,044,000円まで	その月のその保護者及び児童に係る費用の支弁額（全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。）
D <sub>13</sub>		1,044,001円から1,225,500円まで	その月のその保護者及び児童に係る費用の支弁額（全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。）
D <sub>14</sub>		1,225,501円から1,426,500円まで	その月のその保護者及び児童に係る費用の支弁額（全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。）
D <sub>15</sub>		1,426,501円以上	その月のその保護者及び児童に係る費用の支弁額（全額徴収）

別表第2備考第1項中「C<sub>1</sub>階層」を「C階層」に、「C<sub>2</sub>階層」を「D<sub>1</sub>階層～D<sub>15</sub>階層」に、「第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項」に改め、同表備考第2項を次のように改める。

2 階層区分の認定について、控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の規定によつて再計算しないものとする。

別表第2備考第4項第1号中「第17条」を「第6条第1項」に、「第5条第5項、第6項及び第13項から第15項まで」を「第5条第6項、第7項及び第12項から第14項まで」に改め、同表備考第5項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- この規則による改正後の児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則別表第1及び別表第2の規定は、この規則の施行の日以後の徴収金から適用し、同日前の徴収金については、なお従前の例による。

(令和2年3月31日揭示済)

奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第26号

奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則  
奈良市保健所長事務委任規則（平成14年奈良市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第8号イ中「第4条第4項」を「第4条第3項」に改め、同号カ中「第17条第2項」を「第18条第1項」に改め、同項第39号ク中「第27条第1項」を「第61条第1項」に改め、同号ケ中「第32条」を「第66条」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月31日揭示済)

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第27号

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和48年奈良市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「の各号」を「に定めるところ」に改め、同条第2項中「の各号」を削る。

第7条第1項及び第8条第1項中「の各号」を削る。

第9条の2第3項中「き損」を「毀損」に改める。

第9条の3第2項中「の各号」を削る。

第9条の4第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第12条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

第13条の2第1項第7号及び第2項第7号中「ヌまで」を「ルまで」に改める。

第13条の9第1項及び第2項中「き損」を「毀損」に改

める。

第13条の10中「次の」の次に「各号の」を加える。

第13条の13第3項及び第4項中「き損」を「毀損」に改め、同条第5項中「次の」の次に「各号の」を加える。

第14条第1項中「の各号」を削る。

第14条の10第1項及び第2項中「き損」を「毀損」に改める。

第14条の11中「次の」の次に「各号の」を加える。

第14条の12第1項及び第2項中「き損」を「毀損」に改め、同条第3項中「次の」の次に「各号の」を加える。

第14条の14第2項及び第3項中「き損」を「毀損」に改め、同条第4項中「次の」の次に「各号の」を加える。

第15条及び第20条第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第21条第3号中「、並びに」を「並びに」に改める。

第24条の見出し中「取り消し」を「取消し」に改め、同条中「一に」を「いずれかに」に改める。

別記第1号様式及び第5号様式中「奈良市長 様」を「(宛先) 奈良市長」に改める。

別記第6号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

別記第9号様式の2、第11号様式、第12号様式及び第15号様式中「奈良市長 様」を「(宛先) 奈良市長」に改める。

別記第17号様式中「き損」を「毀損」に改める。

別記第18号様式及び第20号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「第7条第5項第4号チ」を「第7条第5項第4号リ」に、「第7条第5項第4号リ」を「第7条第5項第4号ヌ」に改める。

別記第21号様式から第23号様式までの規定中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

別記第24号様式及び第25号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「第7条第5項第4号チ」を「第7条第5項第4号リ」に、「第7条第5項第4号リ」を「第7条第5項第4号ヌ」に改める。

別記第27号様式、第28号様式及び第32号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

別記第33号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改め、同様式備考2中「すべて」を「全て」に改める。

別記第34号様式及び第35号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

別記第36号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「第7条第5項第4号チ」を「第7条第5項第4号リ」に、「第7条第5項第4号リ」を「第7条第5項第4号ヌ」に改める。

別記第37号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「第7条第5項第4号リ」を「第7条第5項第4号ヌ」に改める。

別記第38号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「第7条第5項第4号チ」を「第7条第5項第4号リ」に改める。

別記第41号様式、第41号様式の2及び第41号様式の3中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和2年3月31日揭示済)

奈良市浄化槽法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川 元庸

#### 奈良市規則第28号

奈良市浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

奈良市浄化槽法施行細則(平成14年奈良市規則第60号)

の一部を次のように改正する。

第1条中「浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令」を「浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令」に改める。

別記第1号様式から第3号様式までの規定中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市浄化槽法施行細則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(令和2年3月31日揭示済)

奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則をここに公布する。

令和2年3月31日

奈良市長 仲川 元庸

#### 奈良市規則第29号

奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する

条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(令和2年奈良市条例第15号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(土壌基準)

第3条 条例第6条第1項の土壌基準は、別表第1の左欄に掲げる有害物質の項目の区分に応じ、それぞれ同表の

中欄に定める基準値とする。

2 前項の土壤基準に適合するかどうかの判定は、別表第1の左欄に掲げる有害物質の項目ごとに、当該有害物質に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、それぞれ同表の右欄に定める測定方法により測定した測定値により行うものとする。

(生活環境の保全上必要な措置が講じられている埋立て等)

第4条 条例第7条第1項ただし書の規則で定める埋立て等は、次に掲げる埋立て等とする。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項の許可を受けた一般廃棄物の最終処分場及び同法第15条第1項の許可を受けた産業廃棄物の最終処分場において行う埋立て等

(2) 土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第22条第1項の許可を受けた汚染土壌処理施設において行う埋立て等

(条例第9条第4号の規則で定める公共的団体)

第5条 条例第9条第4号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 土地改良区
- (2) 土地改良区連合
- (3) 土地区画整理組合
- (4) 市街地再開発組合
- (5) 日本下水道事業団
- (6) 土地開発公社
- (7) 住宅街区整備組合
- (8) 独立行政法人
- (9) 地方独立行政法人
- (10) 国立大学法人、公立大学法人及び大学共同利用機関法人

(11) 西日本高速道路株式会社

(12) 道路、鉄道その他の公共の用に供する施設の整備(国又は地方公共団体から法令に基づく指示、許可又は選定を受けたものに限る。)を行おうとする者

(13) 国又は地方公共団体がその資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人  
(条例第9条第5号の規則で定める埋立て等)

第6条 条例第9条第5号の規則で定める埋立て等は、次に掲げる行為等に係る埋立て等とする。

(1) 採石法(昭和25年法律第291号)第33条又は砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の認可を受けた者が、当該認可に基づいて採取した土砂を販売するために一時的に当該認可に係る場所において行う行為

(2) 土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業

(3) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項又は第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可を受けて行う行為

(4) 道路法(昭和27年法律第180号)第24条の承認又は

同法第32条第1項若しくは第91条第1項の許可を受けて行う行為

(5) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく土地区画整理事業又は同法第76条第1項の許可を受けて行う行為

(6) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項又は第6条第1項(これらの規定を同法第33条第4項において準用する場合を含む。)の許可を受けて行う行為

(7) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第3項又は第21条第3項の許可を受けて行う行為

(8) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第18条第1項の許可を受けて行う行為

(9) 下水道法(昭和33年法律第79号)第16条(同法第25条の18及び第31条において準用する場合を含む。)の承認を受けて行う行為

(10) 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第9条第1項の許可を受けて行う行為

(11) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の許可を受けて行う宅地造成

(12) 新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号)に基づく新住宅市街地開発事業

(13) 河川法(昭和39年法律第167号)第20条の承認又は同法第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項若しくは第58条の6第1項の許可を受けて行う行為

(14) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)第8条第1項の許可を受けて行う行為

(15) 奈良県立自然公園条例(昭和41年12月奈良県条例第23号)第17条第3項の許可を受けて行う行為

(16) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項又は第2項の許可を受けて行う開発行為

(17) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業又は同法第66条第1項の許可を受けて行う行為

(18) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項の許可を受けて行う行為

(19) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第15条の2第1項の許可を受けて行う開発行為

(20) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の許可を受けた一般廃棄物の最終処分場及び同法第15条第1項の許可を受けた産業廃棄物の最終処分場において行う行為

(21) 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく住宅街区整備事業又は同法第7条第1項、第26条第1項若しくは第67条第1項の許可を受けて行う行為

(22) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の認

可を受けて行う行為

(23) 土壌汚染対策法第22条第1項の許可を受けた汚染土壌処理施設において行う行為

(24) 奈良市法定外公共物の管理に関する条例（平成16年奈良市条例第23号）第4条第1項の許可を受けて行う行為

(25) 奈良県砂防指定地等管理条例（平成17年3月奈良県条例第47号）第3条若しくは第4条の許可又は第8条の協議の成立を受けて行う行為

(26) 大和都市計画区域外の開発事業に関する指導要綱（平成17年奈良市告示第42号）第8条の確認を受けて行う行為

(27) 奈良市風致地区条例（平成24年奈良市条例第66号）第2条第1項の許可を受けて行う行為  
（条例第9条第7号の規則で定める埋立て等）

第7条 条例第9条第7号の規則で定める埋立て等は、次に掲げる埋立て等とする。

(1) 運動場、駐車場その他の施設の機能を維持するために行う埋立て等

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の敷地において、建築物を撤去した後当該建築物の跡地を埋め戻すことを目的として行う埋立て等

(3) 建築基準法第6条第1項第1号の確認を受けて行う建築の用に供する敷地の造成を目的として行う埋立て等であって、建築面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第2号に規定する建築面積をいう。）を当該土地に適用される建ぺい率（建築基準法第53条第1項に規定する建ぺい率をいう。）で除した面積を超えないもの

(4) 道路において、地下埋設管の新築、改築又は増築を目的として行う埋立て等

(5) 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第21条各号に掲げる建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為として行う埋立て等

(6) 法令若しくは条例の規定又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う埋立て等

(7) その他市長が認める埋立て等  
（土地所有者等の同意書）

第8条 条例第10条各項に規定する同意は、埋立て等に係る土地使用同意書（別記第1号様式）により、当該同意書に押印した者の印鑑証明書を添付して行わなければならない。ただし、同意をする権利を有する者が国又は地方公共団体である場合にあつては、その同意を得たことを証する書面をもってこれに代えることができる。  
（周辺地域の住民への周知）

第9条 条例第11条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の周辺地域は、埋立事業区域及び埋立て等に供する施設が設置される区域（以下「埋立事業場」という。）の隣接地、埋立事業場の属する自治会に係る区域その他条例第12条第1項又

は第2項の申請書に記載する条例第12条第1項第11号に掲げる措置に関係する区域とする。

2 条例第11条第1項の規定による説明会の開催に当たっては、あらかじめ、開催の日時及び場所を周辺地域の住民の見やすい場所において行う掲示その他の適切な方法により周知させるものとする。

3 条例第11条第1項に規定する書面は、説明会の開催結果等報告書（別記第2号様式）とする。  
（埋立て等の許可の申請）

第10条 条例第12条第1項の申請書は、埋立て等許可申請書（別記第3号様式）とする。

2 条例第12条第1項第13号及び同条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第9条の許可の申請をする者（以下「申請者」という。）が法人である場合にあつては、その役員（条例第13条第1項第1号カに規定する役員をいう。以下同じ。）の氏名及び住所

(2) 事業施工者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(3) 事業施工者が法人である場合にあつては、その役員の氏名及び住所

(4) 事業者が未成年者（条例第13条第1項第1号シに規定する未成年者をいう。以下同じ。）である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名及び住所）

(5) 事業者に特定使用人（条例第13条第1項第1号に規定する特定使用人をいう。以下同じ。）がある場合にあつては、その者の氏名及び住所

(6) 管理責任者の氏名及び住所

(7) 管理事務所（条例第13条第2項第1号に規定する管理事務所をいう。以下同じ。）を設置する場合はその所在地

(8) 保証人（条例第13条第2項第5号に規定する保証人をいう。以下同じ。）がある場合にあつては、その者の氏名及び住所

3 条例第12条第3項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。ただし、市長が認めるときは、これらの図書の一部の添付を省略することができる。

(1) 事業者等（条例第13条第1項第1号に規定する事業者等をいう。以下同じ。）の住民票の写し（事業者等が法人である場合にあつては、登記事項証明書）及び申請者の印鑑登録証明書

(2) 事業者等が法人である場合にあつては、その役員の住民票の写し

(3) 事業者等が未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）及び代理権を証する書面

(4) 事業者等が条例第13条第1項第1号アからセまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

- (5) 事業者等の関係を示す契約書又はそれに代わるものの写し
- (6) 埋立て等の施工体制を明らかにした書面
- (7) 埋立事業場の位置図
- (8) 埋立事業場の現況平面図及び現況断面図
- (9) 埋立事業場の測量図及び求積図
- (10) 埋立事業場の計画平面図、計画断面図及び排水計画図
- (11) 埋立事業場の流域図
- (12) 埋立事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (13) 埋立事業場に係る土地の境界確定図
- (14) 埋立て等に使用される土砂等の量の計算書
- (15) 埋立事業場の地盤が軟弱か否かの判定をするための調査（以下「地盤調査」という。）の結果を記載した書面又は地盤調査を行う必要がない状態であることを証する書面
- (16) 土質試験その他の調査又は試験に基づき埋立て等の構造の安定性の計算（以下「安定計算」という。）を行った場合にあっては、当該安定計算の内容を記載した書面
- (17) 擁壁の断面図及び背面図並びに擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- (18) 排水施設の構造図並びに流量及び断面決定を記載した書面
- (19) 沈砂池の構造図及び容量を算定した書面
- (20) 調整池の構造図並びに容量及び放流量を算定した書面
- (21) 埋立て等に係る工事の順序を明らかにした書面
- (22) 土砂等の搬出入経路図
- (23) 埋立て等が施工されている間における埋立事業区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び埋立事業区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置を明らかにした書面
- (24) 埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書（別記第4号様式）及び次のアからウまでに掲げる書面
  - ア 前年の所得税及び個人事業税（法人にあっては、最近一事業年度の法人税及び法人事業税）の滞納がないことを証する書面
  - イ 個人にあっては前年分の確定申告書の写し、法人にあっては最近一事業年度の確定申告書の写し及び財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類をいう。）
  - ウ 資金を自己資金で調達する場合にあっては金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書面又はこれに類する書類、借入金で調達する場合にあっては金融機関の融資を証明する書面
- (25) 埋立事業区域に係る表土の土壌検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真並びに表土に関する調査及び計量証明書（計量法（平成4年法律第51号）に基

- づく登録を受けた計量証明事業者が発行したものに限り。以下同じ。）（一時堆積であって、埋立事業区域の表土と埋立て等に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造がわかるもの）
  - (26) 埋立事業区域外への排水の水質検査を行うための施設の位置図及び構造図
  - (27) 管理責任者の雇用関係を確認することができる書面
  - (28) 条例第13条第2項第4号及び第5号に規定する能力を有することを証する書面の写し
  - (29) 保証契約書の写し及び保証同意書（別記第5号様式）
  - (30) 前各号に掲げるもののほか、参考となる図書
- 4 前項第25号の埋立事業区域の表土の土壌検査は、次に掲げる方法により行わなければならない。
- (1) 埋立事業区域の面積に応じ、1に1ヘクタールまでごとに1を加えた数以上の区域に等分して行うこと。
  - (2) 試料の採取は、前号の規定により区分した区域ごとに土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において行うこと。
  - (3) 前号の規定により採取した試料について、別表第1の左欄に掲げる有害物質の項目ごとに、それぞれ同表の右欄に定める測定方法により行うこと。  
(特定使用人)
- 第11条 条例第13条第1項第1号の規則で定める使用人は、次に掲げるものの代表者であるものとする。
- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）
  - (2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの  
(その他生活環境の保全を目的とする法令)
- 第12条 条例第13条第1項第1号ウ(ア)に規定するその他生活環境の保全を目的とする法令で規則に定めるものは、次の各号に掲げる法令とする。
- (1) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
  - (2) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
  - (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
  - (4) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
  - (5) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
  - (6) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
  - (7) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）
  - (8) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
  - (9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）  
(形状及び構造上の基準)
- 第13条 条例第13条第1項第9号の規則で定める形状及び構造上の基準は、条例第9条の許可に係る埋立て等が一時堆積以外である場合にあっては別表第2、一時堆積である場合にあっては別表第3に掲げるとおりとする。

(埋立て等を行う者等の資格)

第14条 条例第13条第2項第4号に規定する能力は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 事業者が土木一式工事に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を有する者がいること。
- (2) 管理責任者が第1号に掲げる者と直接的な雇用関係にあり、土木一式工事の施工管理に関する資格を有すること。

(保証人の要件)

第15条 条例第13条第2項第5号の規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 土木一式工事に係る建設業法第3条第1項の許可を継続して5年以上受けており、かつ、条例第12条第1項の申請書の提出の前5年間に建設工事（同法第2条第1項に規定する建設工事をいう。）を施工した実績を有すること。
- (2) 県内に営業所を有すること。
- (3) 他の条例第9条各号に掲げる許可における保証人でないこと。
- (4) 個人にあつては、当該埋立て等を行う事業者の役員でないこと。
- (5) 法人にあつては、その役員が当該埋立て等を行う事業者（事業者が法人である場合にあっては、その役員）でないこと。
- (6) 条例第13条第1項第1号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。
- (7) 法人にあつては、その役員が条例第13条第1項第1号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

(変更許可の申請等)

第16条 条例第15条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者等の氏名又は住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更
- (2) 事業者等の法定代理人の氏名又は住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地並びにその役員の氏名又は住所）の変更
- (3) 事業者等が法人である場合にあっては、その役員の氏名又は住所の変更
- (4) 管理事務所の所在地の変更
- (5) 埋立て等に使用される土砂等の量の変更（当該土砂等の量を減少させるものに限る。）
- (6) 埋立て等の期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。）
- (7) 埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画の変更
- (8) 土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置として設置した排水施設その他の施設の構造の変更（当該施設の機能を高めるものに限る。）
- (9) 条例第12条第1項第9号から第12号までに掲げる措置の変更（当該措置の機能を高めるものに限る。）

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に軽微と認める変更

- 2 条例第15条第2項の申請書は、埋立て等変更許可申請書（別記第6号様式）とする。
  - 3 条例第15条第2項第3号の規則で定める事項は、第10条第2項各号に掲げる事項とする。
  - 4 条例第15条第3項の規則で定める図書は、第10条第3項各号に掲げる図書のうち変更に係るものとする。
  - 5 条例第15条第5項の規定による届出は、埋立て等軽微変更届（別記第7号様式）を提出して行わなければならない。
  - 6 条例第15条第6項の規定で定める図書は、第10条第3項各号に掲げる図書のうち変更に係るものとする。
- (埋立て等の着手の届出)

第17条 条例第17条の規定による届出は、埋立て等着手届（別記第8号様式）を提出して行わなければならない。

- 2 条例第17条の規定による通知は、前項の埋立て等着手届の写しの送付により行うものとする。
- (土砂等の搬入の報告)

第18条 条例第18条の規定による報告は、土砂等搬入報告書（別記第9号様式）により行わなければならない。

- 2 条例第18条の規則で定める量は、2,500立方メートルとする。
- 3 条例第18条の規定により添付すべき当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証する書面は、土砂等に係る売渡証明書その他の土砂等を譲渡したことを証する書面又は土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（別記第10号様式）とする。
- 4 条例第18条の規定により添付すべき当該土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面は、土砂等の汚染状況についての検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書（別記第11号様式）及び当該検査の結果を証する計量証明書とする。
- 5 前項の計量証明書の作成に当たっては、別表第1の左欄に掲げる有害物質の項目ごとに、それぞれ同表の右欄に定める測定方法により土砂等の分析を行わなければならない。
- 6 条例第18条ただし書の土壌の汚染のおそれがないものとして規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
  - (1) 埋立て等に使用される土砂等が採石法、砂利採取法その他の法令等に基づく許可、認可等がなされた採取場（以下「許可採取場」という。）から採取されたものである場合であつて、当該土砂等に係る売渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことを証する書面及び当該土砂等を採取した採取場が許可採取場であることを証する書面が添付されたとき。
  - (2) 埋立て等に使用される土砂等が土質改良プラントその他これに類似する施設において改良し、又は再生された土砂等（土壌汚染対策法及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）に適合するものに限る。）である場合であつて、当該施設で

改良又は再生されたことを証する書面が添付されたとき。

(土砂等管理台帳)

第19条 条例第19条の土砂等管理台帳は、別記第12号様式による。

2 前項の土砂等管理台帳は、毎月5日までにその前月中の土砂等管理台帳を作成しなければならない。

(土砂等の量の報告)

第20条 許可事業者に係る埋立て等が一時堆積以外である場合における条例第20条の規定による報告は、埋立て等に着手した日後、毎年、4月から9月までの間に使用された土砂等の量を10月末日までに、10月から翌年3月までの間に使用された土砂等の量を翌年4月末日までに、埋立て等を完了し、又は廃止したときは、直前の報告以降に使用された土砂等の量を条例第24条第1項の規定による届出の時に、土砂等使用量報告書(別記第13号様式)を提出して行わなければならない。

2 許可事業者に係る埋立て等が一時堆積である場合における条例第20条の規定による報告は、埋立て等に着手した日後、毎年、4月から9月までの間に使用された土砂等の搬入量及び土砂等の搬出量を10月末日までに、10月から翌年3月までの間に使用された土砂等の搬入量及び土砂等の搬出量を翌年4月末日までに、埋立て等を完了し、又は廃止したときは、直前の報告以降に使用された土砂等の搬入量及び土砂等の搬出量を条例第24条第1項の規定による届出の時に、土砂等搬入量及び搬出量報告書(別記第14号様式)を提出して行わなければならない。

(水質検査の方法)

第21条 条例第21条第1項の水質検査は、埋立て等を開始した日から3月に1回、市長が指定する職員の立会いの上採取した試料について、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)別表第1の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに、それぞれ排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。)の規定に準じて行わなければならない。

2 条例第21条第2項の水質検査は、市長が指定する期日に、市長が指定する職員の立会いの上採取した試料について、排水基準を定める省令別表第1の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに、それぞれ昭和49年環境庁告示第64号の規定に準じて行わなければならない。

(水質検査の報告)

第22条 条例第21条第1項の規定による報告は、同項の水質検査を行った日から1月以内に、水質検査報告書(別記第15号様式)に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 当該水質検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真
- (2) 前条第1項の規定により採取した試料ごとの計量証明書

2 条例第21条第2項の規定による報告は、同項の水質検査

を行った日から1月以内に、水質検査報告書に次に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 前項第1号に掲げる図書
- (2) 前条第2項の規定により採取した試料ごとの計量証明書

3 条例第21条第3項の規則で定める水質の基準は、排水基準を定める省令別表第1の定めるところによる。

(標識の寸法及び記載事項)

第23条 条例第22条第1項に規定する標識は、埋立て等に関する標識(別記第16号様式)による。

(埋立て等の完了の届出等)

第24条 条例第24条第1項の規定による完了の届出は、埋立て等を完了した日から15日以内に、埋立て等完了届(別記第17号様式)により行わなければならない。

2 条例第24条第1項の規定による廃止又は休止の届出は、埋立て等を廃止した場合にあっては廃止した日から30日以内、埋立て等を休止した場合にあっては休止した日から10日以内に、埋立て等廃止(休止)届(別記第18号様式)により行わなければならない。

3 条例第24条第1項の規定による再開の届出は、埋立て等を再開する日の7日前までに、埋立て等再開届(別記第19号様式)により行わなければならない。

(地位の承継の申請書)

第25条 条例第26条第2項の申請書は、埋立て等地位承継承認申請書(別記第20号様式)とする。

2 条例第26条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 承継しようとする地位に係る埋立て等の許可の年月日及び番号
- (2) 承継申請者が法人である場合にあっては、その役員の名及び住所
- (3) 法定代理人が法人である場合にあっては、役員の名及び住所
- (4) 承継の理由

3 条例第26条第3項の規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 承継申請者の住民票の写し(承継申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書)及び印鑑登録証明書
- (2) 承継申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
- (3) 承継申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び印鑑登録証明書並びに役員の住民票の写し)及び代理権を証する書面
- (4) 承継申請者が条例第13条第1項第1号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
- (5) 第10条第3項第24号に掲げる図書
- (6) 許可事業者の相続人又は当該許可に係る事業の全部を承継した法人であることを証する書面

(土地所有者等による埋立て等の施工状況の確認)  
 第26条 条例第32条第1項の規定による施工の状況の確認は、次に掲げる事項について、当該施工に係る埋立事業区域において、毎月1回以上、行わなければならない。  
 (1) 当該施工の状況が条例第10条各項の規定により説明を受けた内容に相違していないこと。  
 (2) 当該埋立事業区域において土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないこと。  
 2 前項の場合において、自ら当該埋立事業区域において確認することが困難な事情があるときは、条例第32条第1項に規定する土地所有者等は、他の者(当該許可事業者に係る事業者等を除く。)に確認させることにより行うことができる。  
 (質権設定契約)  
 第27条 条例第34条第3項の規定による質権設定契約の締結に関し必要となる費用は、申請者の負担とする。  
 2 前項に定めるもののほか、条例第34条第3項の質権設定契約に関し必要な事項は、市長が別に定める。  
 (質権の実行)  
 第28条 市長は、条例第35条の規定により保証金を同条に規定する経費に充てようとするときは、許可事業者が保証金を預け入れた金融機関に対して条例第34条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により別表第1(第3条、第10条、第18条関係)

り設定した質権を実行する旨を通知し、当該金融機関から質権の実行額に相当する金額の保証金の払戻しを受けるとする。  
 2 前項の通知は、質権実行通知書(別記第21号様式)により行うものとする。  
 (土砂等搬入禁止区域の指定の公示)  
 第29条 条例第37条第2項(条例第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定による公示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項について、奈良市公報に登載して行う。  
 (1) 土砂等搬入禁止区域を指定する場合 土砂等搬入禁止区域の位置、区域及び面積、指定の期間、指定の理由並びに土砂等搬入禁止区域の区域を示す図面  
 (2) 土砂等搬入禁止区域の指定を解除する場合 土砂等搬入禁止区域の位置並びに区域及び面積  
 (身分証明書)  
 第30条 条例第37条第7項の身分を示す証明書は、身分証明書(別記第22号様式)とする。  
 (書類の提出部数)  
 第31条 条例及びこの規則の規定により市長に提出する書類の部数は、正本副本各1部とする。  
 附 則  
 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。)又は水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。)付表1に掲げる方法
有機磷 <sup>りん</sup>	検液中に検出されないこと。	昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格65.2(規格65.2.7を除く。)に定める方法(規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格K0170—7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素 <sup>ひ</sup>	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、埋立事業区域の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては、規格61に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法

銅	埋立事業区域の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に定める方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125（以下「規格K0125」という。）の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年環境庁告示第10号）付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格34.1（規格34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34.1.c）（注 <sup>2</sup> ）第3文及び規格34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。）及び昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法

備考

- 1 測定は、土壌の汚染に係る環境基準についてに基づき行うものとする。
- 2 基準値の欄「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度との和とする。

別表第2（第13条関係）

- 1 埋立事業区域の地盤に滑りやすい土質の層又は軟弱地盤の層があるときは、その地盤に滑り又は沈下が生じないように、あらかじめ当該地層に杭打ち、土の置換えその他の措置が講じられていること。
- 2 斜面上の地盤において施工する場合にあっては、埋立て等に使用された土砂等の滑動を防ぐ措置として、原則として埋立て等を行う地表面に段切り、排水対策が講じられていること。この場合において、当該地表面に草木等があるときは、全て伐採除根の措置が講じられていること。
- 3 溪間への埋立て等（えん）にあっては、埋立て等に使用された土砂等が流下しないよう、あらかじめ埋立て等を行う当該溪流の下流側に堰堤を設置するとともに、現況の溪床面等に集水暗渠等、地下水を適切に排除するための措置が講じられていること。
- 4 埋立て等の施工に際しては、埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害等が発生しないよう、防災工事を先行し、上下流に対する安全を確保した上、施工すること。
- 5 法面及び当該法面に設ける小段には雨水その他の地表水による法面の崩壊を防止するための必要な措置が講じられていること。
- 6 埋立て等の法面の安定を図るため、必要に応じて、埋立て等が施工された層ごとに地下水排除工等の施工が講じられていること。
- 7 埋立て等の施工において、切土を行う場合にあっては、切土面の土質に応じた安定勾配とし、切土面は、必要に応じて、当該切土が施工された法面ごとに当該法面の安定が保たれる法面保護工の施工が講じられていること。
- 8 埋立て等の事業完了後の地盤に雨水その他の地表水の浸透水による緩み、沈下又は崩壊が生じないように、埋立て等が施工された層ごとに十分に締め固める等の措置が講じられていること。
- 9 埋立て等の施工に際しては、土砂等の流出及び濁水の流出を防止するため、埋立事業区域1ヘクタール当たり300立方メートル以上の容量の沈砂池の設置その他必要な措置が講じられていること。
- 10 埋立て等の施工に伴い設置する排水施設については、その排水すべき雨水及びその他の地表水を支障なく流下させるための措置が講じられていること。
- 11 埋立て等の施工において、擁壁を用いる場合の当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合すること。
- 12 埋立て等の施工に伴い生じた法面は、石張り、芝張り、植栽シート等によって風化その他の侵食に対して保護するための必要な措置が講じられていること。
- 13 埋立事業区域（法面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。
- 14 埋立て等に伴う法面又は擁壁の下端は、埋立事業区域境界から1メートル（当該埋立事業区域が住居又は学校、病院、公民館その他公共施設に隣接し、又は近接する場合（土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するための措置が講じられている場合を除く。）にあっては、埋立て等の高さ（埋立て等の施工により生じた法面（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の部分を除く。）の上端と下端との垂直距離をいう。以下同じ。）の2倍に相当する距離）以上離れた位置とすること。
- 15 埋立事業場内にみだりに人が立ち入ることを防止するため、埋立事業場内の全周囲に囲いを設けるものとし、構造は、風圧等により容易に転倒し、若しくは破壊されないもの又は柵等とすること。
- 16 埋立事業場の出入口は、原則として1箇所とし、施錠できる構造とすること。
- 17 埋立て等の高さ（埋立て等の施工により生じた法面（擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の部分を除く。）の上端と下端との垂直距離をいう。以下同じ。）及び勾配は、次の表のとおりとすること。

埋立て等の高さ	勾配
20メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上の勾配
5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配
安定計算を行った上で安全が確保される高さ	安定計算を行った上で安全が確保される勾配

- 18 埋立て等の高さが5メートル以上の盛土については、盛土高5メートルごとに幅2メートル以上の小段を設けること。

別表第3（第13条関係）

- 1 別表第2第1項、第10項及び第14項から第16項までの規定に適合すること。
- 2 埋立事業区域の土地の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が10メートル以上であること。ただし、埋立事

- 業区域外への土砂等の崩落、飛散、流出その他の災害が発生するおそれがないものとして市長が認める場合は、この限りでない。
- 3 土砂等の堆積の高さ（土砂等の堆積によって生じる法面の最も低い部分と最も高い部分の垂直距離をいう。）が5メートル以下であること。
  - 4 土砂等の堆積によって生じる法面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以上であること。

別記

第1号様式（第8条関係）

その1

埋立て等に係る土地使用同意書

埋立て等の許可の申請をしようとする者 \_\_\_\_\_ の行う埋立て等については、裏面の留意事項を了承の上、私の所有（占有、管理）する次の土地の使用について同意します。

土地の所在地及び地番	地目	登記簿上の地積 (㎡)

また、同意の前提として、上記の埋立て等の許可の申請をしようとする者から、次の事項について \_\_\_\_\_ 年 月 日に説明を受け、その内容を確認しました。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 埋立て等の目的及び種別
- (3) 埋立事業区域の位置及び面積
- (4) 埋立て等に供する施設の設置に関する計画
- (5) 埋立て等に使用される土砂等の量
- (6) 埋立て等の期間
- (7) 埋立て等の土砂等の堆積量が最大となる時及び完了時の埋立事業区域における土地及び土砂等の堆積の形状
- (8) 埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画
- (9) 廃棄物の土砂等への混入を防止するために講ずる措置
- (10) 土壌基準に適合しない土砂等の使用を防止するために講ずる措置
- (11) 埋立て等が施工されている間における埋立事業区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び埋立事業区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置
- (12) 埋立事業区域外への排水の水質検査を行う場合は、そのために講ずる措置

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日  
 土地の所有(占有、管理)者 住所  
 氏名 印

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

備考 1 土地の所有(占有、管理)者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。

2 本人の同意であることを証するため、押印は実印で行い、印鑑登録証明書を添付すること。

注 裏面に同意に当たったの留意事項並びに条例及び規則の抜粋を記載する。

その2

埋立て等に係る土地使用同意書 (変更許可)

埋立て等の変更許可の申請をしようとする者 \_\_\_\_\_ の行う埋立て等については、裏面の留意事項を了承の上、私の所有 (占有、管理) する次の土地の使用について同意します。

土地の所在地及び地番	地目	登記簿上の地積 (㎡)

また、同意の前提として、上記の埋立て等の変更許可の申請をしようとする者から、次の事項について  
年 月 日 に説明を受け、その内容を確認しました。

- (1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 変更の内容及びその理由

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日  
 土地の所有(占有、管理)者 住所 印  
 氏名  
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

- 備考 1 土地の所有者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。
- 2 本人の同意であることを証するため、押印は実印で行い、印鑑登録証明書を添付すること。

注 裏面に同意に当たったの留意事項並びに条例及び規則の抜粋を記載する。

その3

埋立て等に係る土地使用同意書 (地位承継)

埋立て等の地位承継の承認を申請しようとする者 \_\_\_\_\_ の行う埋立て等については、裏面の留意事項を了承の上、私の所有 (占有、管理) する次の土地の使用について同意します。

土地の所在地及び地番	地目	登記簿上の地積 (㎡)

また、同意の前提として、上記の埋立て等の地位承継の承認を申請しようとする者から、次の事項について  
年 月 日 に説明を受け、その内容を確認しました。

- (1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 許可事業者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (3) 承継申請者が条例第13条第1項第1号シの営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所 (法定代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

ここに同意したことを証するため、署名押印します。

年 月 日  
 土地の所有(占有、管理)者 住所 印  
 氏名  
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

- 備考 1 土地の所有(占有、管理)者が法人の場合は、署名押印に代えて記名押印を行うことができる。
- 2 本人の同意であることを証するため、押印は実印で行い、印鑑登録証明書を添付すること。

注 裏面に同意に当たったの留意事項並びに条例及び規則の抜粋を記載する。

第2号様式 (第9条関係)

説明会の開催結果等報告書

(宛先) 奈良市長

年 月 日

住所  
氏名  
電話番号  
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

印

奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第11条第1項 (同条第2項において準用する同条第1項) の規定による周辺地域の住民への周知を次のとおり実施したので、報告します。

埋立事業区域の位置	
説明会の開催日時	
説明会の開催場所	
説明会開催についての周知の範囲とその方法	
説明者の氏名及び役職名	名
住民の出席者数	
説明会の概要	
特記事項	

備考  
1 説明会を2回以上開催した場合は、説明会ごとに作成すること。  
2 説明会で配布した説明資料並びに説明会で説明した内容、出席者の要望及び意見並びにそれらへの回答等について具体的に記載した議事録を添付すること。

第3号様式 (第10条関係)

埋立て等許可申請書

(宛先) 奈良市長

年 月 日

住所  
氏名  
電話番号  
(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

印

奈良市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第12条の規定により、関係図書を添えて埋立て等の許可を申請します。

埋立て等の目的及び種別	
埋立事業区域の位置	
埋立事業区域の面積	m <sup>2</sup>
埋立て等に供する施設の設置に関する計画	
埋立て等に使用される土砂等の量(※1)	m <sup>3</sup>
埋立て等の期間(※2)	年 月 日 ~ 年 月 日
最大堆積時及び完了時の埋立事業区域における土地及び土砂等の堆積の形状(※3)	
埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画(※4)	
廃棄物の土砂等への混入を防止するために講ずる措置	
土壌基盤に適合しない土砂等の使用を防止するために講ずる措置	
埋立て等が施工されている間における埋立事業区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置	